


青年アクティブライフ総合保険特約付

普通傷害保険

普通保険約款・特約集

アメリカンホーム医療・損害保険株式会社

AH204-202 2014.04
Ref.324631 04-14 0.5M (D)

 アメリカンホーム保険
Member of AIG

も く じ

傷害保険普通保険約款..... 4

| 章 名 | 頁 |
|-------------|---|
| 第1章 用語の定義条項 | 4 |
| 第2章 補償条項 | 5 |
| 第3章 基本条項 | 7 |

特約..... 18

この契約に適用される特約は、下記に掲げたもののうち保険証券の「適用特約」欄に記載されたものが適用されます。なお、一部の特約においては保険証券上で略称表示をしている場合がございます。

| 番号 | 特約名 | 頁 |
|----|---|----|
| 1 | 【略称】後遺障害支払い条件変更特約 | 18 |
| | 後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約 (後遺障害保険金支払区分表型) | |
| 2 | 【略称】手術支払い条件変更特約 | 19 |
| | 手術保険金の支払条件変更に関する特約 | |
| 3 | 【略称】青年アクティブライフ総合保険 | 22 |
| | 青年アクティブライフ総合保険特約 | |
| 4 | 【略称】就業外倍額対象外特約 (青ア用) | 39 |
| | 就業外傷害倍額支払補償対象外特約 (青年アクティブライフ総合保険用) | |
| 5 | 【略称】携行品損害対象外特約 (青ア用) | 39 |
| | 携行品損害補償対象外特約 (青年アクティブライフ総合保険用) | |
| 6 | 【略称】個賠補償対象外特約 (青ア用) | 39 |
| | 個人賠償責任補償対象外特約 (青年アクティブライフ総合保険用) | |
| 7 | 【略称】国外賠償対象外特約 (青ア用) | 39 |
| | 国外の個人賠償責任補償対象外特約 (青年アクティブライフ総合保険用) | |
| 8 | 【略称】レンタル賠対象外特約 (青ア用) | 39 |
| | レンタル用品賠償責任補償対象外特約 (青年アクティブライフ総合保険用) | |
| 9 | 【略称】キャンセル対象外特約 (青ア用) | 39 |
| | キャンセル費用補償対象外特約 (青年アクティブライフ総合保険用) | |
| 10 | 【略称】救援者費用対象外特約 (青ア用) | 39 |
| | 救援者費用等補償対象外特約 (青年アクティブライフ総合保険用) | |

| 番号 | 特約名 | 頁 |
|----|---|----|
| 11 | 【略称】借家人賠償対象外特約（青ア用） | 40 |
| | 借家人賠償責任補償対象外特約 （青年アクティブライフ総合保険用） | |
| 12 | 【略称】死亡・後遺のみの特約（青ア用） | 40 |
| | 死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約 （青年アクティブライフ総合保険用） | |
| 13 | 【略称】死・後・入・手のみ（青ア用） | 40 |
| | 死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保 険金のみの支払特約（青年アクティブライフ総合保険用） | |
| 14 | 地震・噴火・津波危険補償特約 | 40 |
| 15 | 【略称】法人契約保険金受取人指定特約 | 40 |
| | 法人契約の保険金受取人指定に関する特約 | |
| 16 | 訴訟の提起に関する特約 | 40 |
| 17 | 保険料分割払特約（一般団体） | 40 |
| 18 | 保険料分割払特約（一般） | 41 |
| 19 | 【略称】自動継続特約 | 42 |
| | 自動継続特約（分割払契約用） | |
| 20 | 【略称】通信販売特約 | 43 |
| | 通信販売に関する特約 | |
| 21 | 【略称】特定感染症支払特約・含葬祭費用 | 45 |
| | 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保 険金および葬祭費用保険金」支払特約 | |
| 22 | 【略称】公共交通乗用具搭乗時等増額特約 | 50 |
| | 公共交通乗用具搭乗時等における増額支払特約 | |
| 23 | 【略称】カード・個人情報被害補償特約 | 51 |
| | 支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約 | |
| 24 | 【略称】支払限度額・免責金額変更特約 | 58 |
| | 支払限度額・免責金額変更特約 （支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約用） | |
| 25 | 【略称】弁護士費用等補償対象外特約 | 59 |
| | 弁護士費用等保険金補償対象外特約 （支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約用） | |
| 26 | 【略称】カード不正使用補償対象外特約 | 59 |
| | 支払用カード不正使用等保険金補償対象外特約 （支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約用） | |
| 27 | 【略称】途中ねらい被害補償対象外特約 | 59 |
| | 途中ねらい被害保険金補償対象外特約 （支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約用） | |
| 28 | 【略称】継続時の補償範囲に関する特約 | 59 |
| | 継続時の補償範囲に関する特約 （支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約用） | |
| 29 | 保険料クレジットカード払特約 | 59 |

| 番号 | 特約名 | 頁 |
|----|------------|----|
| 30 | 共同保険に関する特約 | 60 |

傷害保険普通保険約款

第1章

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|-----------|--|
| 医学的他覚所見 | 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 |
| 医科診療報酬点数表 | 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。 |
| 危険 | 傷害の発生の可能性をいいます。 |
| 競技等 | 競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。 |
| 後遺障害 | 治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。 |
| 公的医療保険制度 | 次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法(大正11年法律第70号) ② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) ④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号) ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) |
| 告知事項 | 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。 |
| 歯科診療報酬点数表 | 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。 |
| 自動車等 | 自動車または原動機付自転車をいいます。 |
| 手術 | 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(注1)。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ② 先進医療(注2)に該当する診療行為(注3) (注1) 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (注2) 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。 (注3) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りします。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。 |
| 乗用具 | 自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。 |
| 他の保険契約等 | この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 |
| 治療 | 医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。 |

| 用語 | 定義 |
|---------|---|
| 通院 | 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 |
| 通院保険金日額 | 保険証券記載の通院保険金日額をいいます。 |
| 入院 | 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 |
| 入院保険金日額 | 保険証券記載の入院保険金日額をいいます。 |
| 配偶者 | 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。 |
| 被保険者 | 保険証券記載の被保険者をいいます。 |
| 保険期間 | 保険証券記載の保険期間をいいます。 |
| 保険金 | 死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。 |
| 保険金額 | 保険証券記載の保険金額をいいます。 |

第2章 補償条項

第2章

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故（注）によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。

（注）以下「事故」といいます。

(2) (1) の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3）運転する地における法令によるものをいいます。
- （注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注5）使用済燃料を含みます。
- （注6）原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払いません。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条 (死亡保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額(注)を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
(注)既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。
- (2) 第32条(死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第32条(死亡保険金受取人の変更)(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第6条 (後遺障害保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{別表2に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}{\text{}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
 - ① 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\frac{\text{別表2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} = \text{適用する割合}$$

- (6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第7条 (入院保険金および手術保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{入院保険金日額} \times \text{入院した日数(注)} = \text{入院保険金の額}$$

(注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。
(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、

医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。
- (4) 当社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります（注1）。

① 入院中（注2）に受けた手術の場合

入院保険金日額 × 10 = 手術保険金の額

② ①以外の手術の場合

入院保険金日額 × 5 = 手術保険金の額

（注1）1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

（注2）第2条の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第8条（通院保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

通院保険金日額 × 通院した日数（注） = 通院保険金の額

（注）90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、^U帯損傷等の傷害を被った別表3に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等（注）を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。

（注）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

- (3) 当社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第9条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第10条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第3章

第11条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。

（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

- (3) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領取前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

第12条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）

③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当

会社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

- ④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
(注) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4) (2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。

第13条 (職業または職務の変更に関する通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も(1)と同様とします。
- (3) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率(注1)が変更前料率(注2)よりも高いときは、当社は、職業または職務の変更の事実(注3)があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注1)に対する割合により、保険金を削減して支払います。
(注1) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
(注3) (1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (4) (3)の規定は、当社が、(3)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実(注)があった時から5年を経過した場合には適用しません。
(注) (1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (5) (3)の規定は、職業または職務の変更の事実(注)に基づかずに発生した傷害については適用しません。
(注) (1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (6) (3)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注1)が生じ、この保険契約の引受範囲(注2)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注1) (1)または(2)の変更の事実をいいます。
(注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (7) (6)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注)が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
(注) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

第14条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第15条 (保険契約の無効)

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合(注)に、その被保険者の同意を得なかったとき。
(注) 被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第16条 (保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第17条 (保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第18条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第19条 (重大事由による解除)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ。反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。

エ。法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ。その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1)または(2)の規定による解除が傷害(注1)の発生した後になされた場合であっても、第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害(注1)に対しては、当会社は、保険金(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) (2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害を言います。

(注2) (2)②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第20条 (被保険者による保険契約の解除請求)

(1) 被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解除することを求めることができます。

① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合

③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合

④ 前条(1)④に規定する事由が生じた場合

⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1)①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第21条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第22条 (保険料の返還または請求・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)

(1) 第12条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 職業または職務の変更の事実(注1)がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前料率(注2)と変更後料率(注3)との差に基づき、職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時以降の期間(注4)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(注1) 第13条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注4) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、第13条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の

期間内にその支払がなかった場合に限りです。

- (4) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実(注1)があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (注1) 第13条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第23条(保険料の返還—無効または失効の場合)

- (1) 保険契約が無効の場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、第15条(保険契約の無効)①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第5条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

第24条(保険料の返還—取消しの場合)

第17条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合に、当社は、保険料を返還しません。

第25条(保険料の返還—解除の場合)

- (1) 第12条(告知義務)(2)、第13条(職業または職務の変更に関する通知義務)(6)、第19条(重大事由による解除)(1)または第22条(保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第18条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (3) 第19条(重大事由による解除)(2)の規定により、当社がこの保険契約(注)を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (注) その被保険者に係る部分に限りです。
- (4) 第20条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約(注)を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (注) その被保険者に係る部分に限りです。
- (5) 第20条(被保険者による保険契約の解除請求)(3)の規定により、被保険者がこの保険契約(注)を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を被保険者に返還します。
- (注) その被保険者に係る部分に限りです。

第26条(事故の通知)

- (1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条(保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 入院保険金については、被保険者が被った第2条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ④ 手術保険金については、被保険者が第2条の傷害の治療を直接の目的とした手

術を受けた時

- ⑤ 通院保険金については、被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表5に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
 - (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるとき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第28条(保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生時の状況、傷害発生時の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- (注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
 - ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から④までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第29条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当社は、第26条(事故の通知)の規定による通知または第27条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。
 - (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 - (注2) 収入の喪失を含みません。

第30条 (時効)

保険金請求権は、第27条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条 (代位)

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第32条 (死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注）を死亡保険金受取人とします。
（注）法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。
- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第33条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第34条 (保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第35条 (契約内容の登録)

- (1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の事項を協会（注）に登録します。
 - ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
 - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
 - ③ 死亡保険金受取人の氏名
 - ④ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ 当会社名
 - ⑦ 被保険者同意の有無

（注）一般社団法人日本損害保険協会をいいます。
- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、重複保険契約の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会（注）に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。

（注）一般社団法人日本損害保険協会をいいます。
- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4) 協会（注）および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。

（注）一般社団法人日本損害保険協会をいいます。
- (5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会（注）に照会することができます。

（注）一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

第36条 (被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第37条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第4条 (保険金を支払わない場合—その2) ①の運動等

山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

別表2 後遺障害等級表

| 等級 | 後遺障害 | 保険金 支払割合 |
|-----|--|-------------|
| 第1級 | (1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの | 100% |
| 第2級 | (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの | 89% |
| 第3級 | (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。) | 78% |
| 第4級 | (1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの | 69% |
| 第5級 | (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。) | 59% |

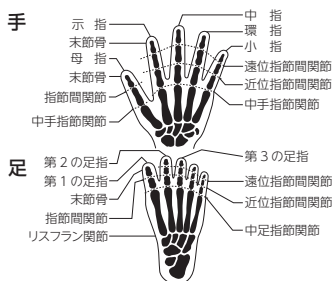
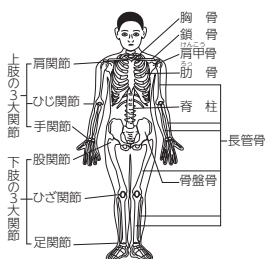
| 等級 | 後遺障害 | 保険金 支払割合 |
|-----|--|-------------|
| 第6級 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの | 50% |
| 第7級 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したものの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睪丸を失ったもの | 42% |
| 第8級 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したものの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの | 34% |
| 第9級 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したものの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したものの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの | 26% |

| 等級 | 後遺障害 | 保険金 支払割合 |
|------|--|-------------|
| 第10級 | (1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの | 20% |
| 第11級 | (1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの | 15% |
| 第12級 | (1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの | 10% |
| 第13級 | (1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの | 7% |

| 等級 | 後遺障害 | 保険金 支払割合 |
|------|--|-------------|
| 第14級 | (1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの | 4% |

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表3 ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨または脊柱
 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等(注)を装着した場合に限ります。
 3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等(注)を装着した場合に限ります。
(注) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。
- 注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表2・注2の図に示すところによります。

別表4 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

| 既経過期間 | 割合 (%) |
|--------|--------|
| 7日まで | 10 |
| 15日まで | 15 |
| 1か月まで | 25 |
| 2か月まで | 35 |
| 3か月まで | 45 |
| 4か月まで | 55 |
| 5か月まで | 65 |
| 6か月まで | 70 |
| 7か月まで | 75 |
| 8か月まで | 80 |
| 9か月まで | 85 |
| 10か月まで | 90 |
| 11か月まで | 95 |
| 1年まで | 100 |

別表5 保険金請求書類

| 提出書類 | 保険金種類 | 死亡 | 後遺害 | 入院 | 手術 | 通院 |
|--|-------|----|-----|----|----|----|
| 1. 保険金請求書 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2. 保険証券 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3. 当会社の定める傷害状況報告書 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5. 死亡診断書または死体検案書 | | ○ | | | | |
| 6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書 | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類 | | | | ○ | | ○ |
| 8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書 | | ○ | | | | |
| 9. 被保険者の印鑑証明書 | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 10. 被保険者の戸籍謄本 | | ○ | | | | |
| 11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合） | | ○ | | | | |
| 12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合） | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 13. その他当社が第28条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

特約

1. 後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約 (後遺障害保険金支払区分表型)

当社は、この特約により、普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「第6条（後遺障害保険金の支払）」

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \text{この特約別表1に掲げる割合} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) この特約別表1に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、この特約別表1に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、この特約別表1の1.(3)、(4)、2.(3)、4.(4)および5.(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。
- (4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し(1)から(3)までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、この特約別表1の7. から9. までに掲げる上肢（注1）または下肢（注2）の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は保険金額の60%をもって限度とします。
（注1）腕および手をいいます。
（注2）脚および足をいいます。
- (5) 既に身体に障害の存在していた被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことによりこの特約別表2のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応するこの特約別表1に掲げる割合を適用して、後遺障害保険金を支払います。ただし、既に存在していた身体の障害がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は、次の割合により後遺障害保険金を支払います。

$$\text{加重された後の後遺障害の状態に対応する割合} - \text{既に存在していた身体の障害に対応する割合} = \text{適用する割合}$$

- (6) (1) から (5) までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。 ↓

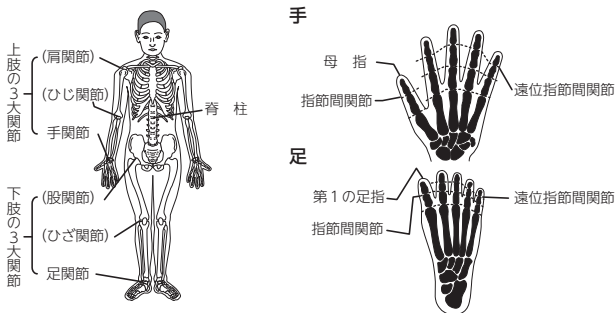
別表1 後遺障害保険金支払区分表

| | |
|---|------|
| 1. 眼の障害 | |
| (1) 両眼が失明した場合 | 100% |
| (2) 1眼が失明した場合 | 60% |
| (3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合 | 5% |
| (4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。）となった場合 | 5% |
| 2. 耳の障害 | |
| (1) 両耳の聴力を全く失った場合 | 80% |
| (2) 1耳の聴力を全く失った場合 | 30% |
| (3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合 | 5% |
| 3. 鼻の障害 | |
| (1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合 | 20% |
| 4. 咀嚼、言語の障害 | |
| (1) 咀嚼または言語の機能を全く廃した場合 | 100% |
| (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残す場合 | 35% |
| (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残す場合 | 15% |
| (4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合 | 5% |
| 5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう。）の醜状 | |
| (1) 外貌に著しい醜状を残す場合 | 15% |
| (2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの癍痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。）を残す場合 | 3% |
| 6. 脊柱の障害 | |
| (1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合 | 40% |
| (2) 脊柱に運動障害を残す場合 | 30% |
| (3) 脊柱に変形を残す場合 | 15% |
| 7. 腕（手関節以上をいう）、脚（足関節以上をいう。）の障害 | |
| (1) 1腕または1脚を失った場合 | 60% |
| (2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合 | 50% |

- (3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合…………… 35%
 (4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合…………… 5%
 8. 手指の障害
 (1) 1手の母指を指節間関節以上で失った場合…………… 20%
 (2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合…………… 15%
 (3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合…………… 8%
 (4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合…………… 5%
 9. 足指の障害
 (1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合…………… 10%
 (2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合…………… 8%
 (3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合…………… 5%
 (4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合…………… 3%
 10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合…………… 100%

注1 7. から9. までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表2 加重された後の後遺障害

1. 両眼が失明した場合
2. 両耳の聴力を全く失った場合
3. 両腕（手関節以上をいう。）を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
4. 両脚（足関節以上をいう。）を失った場合または両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
5. 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合

注1 3. および4. の規定中「手関節」および「足関節」についてはこの特約別表1・注2の図に示すところによります。

注2 3. および4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

2. 手術保険金の支払条件変更に関する特約

2

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|----|--|
| 手術 | 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。 |

第2条（手術保険金の支払条件の変更）

当会社は、この特約により、普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（4）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「（4）当会社は、入院保険金が支払われる場合に、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的としてこの特約別表に掲げる手術を受けたときは、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。

$$\text{入院保険金日額} \times \text{手術の種類に応じたこの特約別表に掲げる倍率 (注)} = \text{手術保険金の額}$$

（注）1事故に基づく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。

第3条（手術保険金の請求権発生時期）

当会社は、この特約により、普通保険約款第27条（保険金の請求）（1）③の規定中「入院保険金」とあるのは「入院保険金および手術保険金」と読み替えて適用し、同条（1）④の規定は適用しません。

第4条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款別表5の保険金種類の規定中「入院」とあるのは「入院・手術」と読み替えて適用し、「手術」とある部分は適用しません。

第5条（入院保険金、手術保険金および通院保険金支払条件変更特約が付帯されている場合の取扱い）

当会社は、この特約が付帯された保険契約に入院保険金、手術保険金および通院保険金支払条件変更特約（フランチャイズ用）または入院保険金、手術保険金および通院保険金支払条件変更特約（エクセス用）が付帯されている場合においては、これらいずれかの特約の規定により入院保険金が支払われるときに限り、手術保険金を支払います。

別表 対象となる手術

| 対象となる手術 | 倍率 |
|--|----|
| 1. 皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除く。） （1）植皮膚、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術（いずれも25cm未満は除く。） | 20 |
| （2） ^{はん} 癒痕拘縮形成術、 ^{ひん} 顔面神経麻痺形成手術、 ^{ひん} 動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術 | 20 |
| 2. 手指、足指を含む筋、 ^{けん} 腱、 ^{けんしやう} 腱鞘の手術（ ^{ぼってい} 拔釘術を除く。） （1）筋、 ^{けん} 腱、 ^{けんしやう} 腱鞘の ^{けん} 観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。） | 10 |
| 3. 手指、足指を含む四肢関節、 ^{けん} 靭帯の手術（ ^{ぼってい} 拔釘術を除く。） （1）四肢関節 ^{けん} 観血手術、 ^{けん} 靭帯 ^{けん} 観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。） | 10 |
| （2）人工骨頭挿入術、人工関節置換術 | 10 |
| 4. 手指、足指を含む四肢骨の手術（ ^{ぼってい} 拔釘術を除く。） （1）四肢骨 ^{けん} 観血手術 | 10 |
| （2）骨移植術（四肢骨以外の骨を含む。） | 20 |
| 5. 手指、足指を含む四肢切断、 ^{けん} 離断、再接合の手術（ ^{ぼってい} 拔釘術を除く。） （1）四肢切断術、 ^{けん} 離断術（骨、関節の ^{けん} 離断に伴うもの） | 20 |
| （2）切断四肢再接合術（骨、関節の ^{けん} 離断に伴うもの） | 20 |
| 6. 指移植の手術 （1）指移植手術 | 40 |
| 7. ^{けんこう} 鎖骨、 ^{うつ} 肩甲骨、 ^{うつ} 肋骨、 ^{けん} 胸骨 ^{けん} 観血手術（ ^{ぼってい} 拔釘術を除く。） | 10 |
| 8. ^{けん} 脊柱、 ^{けん} 骨盤の手術（ ^{けん} 頸椎、 ^{けん} 胸椎、 ^{けん} 腰椎、 ^{けん} 仙椎の手術を含み、 ^{ぼってい} 拔釘術は除く。） （1） ^{けん} 脊柱・ ^{けん} 骨盤 ^{けん} 観血手術（ ^{けん} 脊椎固定術、 ^{けん} 体外式脊椎固定術を含む。） | 20 |
| 9. ^{けん} 頭蓋、 ^{けん} 脳の手術（ ^{ぼってい} 拔釘術を除く。） （1） ^{けん} 頭蓋骨 ^{けん} 観血手術（ ^{けん} 鼻骨および ^{けん} 鼻中隔を除く。） | 20 |
| （2） ^{けん} 頭蓋内 ^{けん} 観血手術（ ^{けん} 穿頭術を含む。） | 40 |
| 10. ^{けん} 脊髓、 ^{けん} 神経の手術 （1）手指、足指を含む ^{けん} 神経 ^{けん} 観血手術（ ^{けん} 形成術、 ^{けん} 移植術、 ^{けん} 切除術、 ^{けん} 減圧術、 ^{けん} 開放術、 ^{けん} 捻除術、 ^{けん} 縫合術、 ^{けん} 剥離術、 ^{けん} 移行術） | 20 |
| （2） ^{けん} 脊髓硬膜内外 ^{けん} 観血手術 | 40 |
| 11. ^{のう} 涙嚢、 ^{のう} 涙管の手術 （1） ^{のう} 涙嚢摘出術 | 10 |
| （2） ^{のう} 涙嚢 ^{のう} 鼻腔吻合術 | 10 |
| （3） ^{のう} 涙小管形成術 | 10 |
| 12. ^{けん} 眼瞼、 ^{けん} 結膜、 ^{けん} 眼窩、 ^{けん} 涙腺の手術（ ^{ぼってい} 拔釘術を除く。） （1） ^{けん} 眼瞼下垂症手術 | 10 |
| （2） ^{けん} 結膜嚢形成術 | 10 |
| （3） ^{けん} 眼窩ブローアウト（吹抜け）骨折手術 | 20 |
| （4） ^{けん} 眼窩骨折 ^{けん} 観血手術 | 20 |
| （5） ^{けん} 眼窩内異物除去術 | 10 |
| 13. ^{けん} 眼球・ ^{けん} 眼筋の手術 （1） ^{けん} 眼球内異物摘出術 | 20 |
| （2） ^{けん} レーザー・ ^{けん} 冷凍凝固による ^{けん} 眼球手術 | 10 |

| 対象となる手術 | 倍率 |
|--|----|
| (3) 眼球摘出術 | 40 |
| (4) 眼球摘除および組織または義眼台充填術 | 40 |
| (5) 眼筋移植術 | 20 |
| 14. 角膜・強膜の手術 | |
| (1) 角膜移植術 | 20 |
| (2) 強角膜瘻孔閉鎖術 | 10 |
| (3) 強膜移植術 | 20 |
| 15. ぶどう膜、眼房の手術 | |
| (1) 観血的前房・虹彩異物除去術 | 10 |
| (2) 虹彩癒着剥離術、瞳孔形成術 | 10 |
| (3) 虹彩離断術 | 10 |
| (4) 緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除術は13.（2）に該当する。） | 20 |
| 16. 網膜の手術 | |
| (1) 網膜復位術（網膜剥離症手術） | 20 |
| (2) 網膜光凝固術 | 20 |
| (3) 網膜冷凍凝固術 | 20 |
| 17. 水晶体、硝子体の手術 | |
| (1) 白内障・水晶体観血手術 | 20 |
| (2) 硝子体観血手術（莖頭微鏡下によるものを含む。） | 20 |
| (3) 硝子体異物除去術 | 20 |
| 18. 外耳、中耳、内耳の手術 | |
| (1) 耳後瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術 | 10 |
| (2) 観血的鼓膜・鼓室形成術 | 20 |
| (3) 乳突洞開放術、乳突削開術 | 10 |
| (4) 中耳根本手術 | 20 |
| (5) 内耳観血手術 | 20 |
| 19. 鼻・副鼻腔の手術（抜釘術を除く。） | |
| (1) 鼻骨観血手術 | 10 |
| (2) 副鼻腔観血手術 | 20 |
| 20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術 | |
| (1) 気管異物除去術（開胸術によるもの） | 40 |
| (2) 喉頭形成術、気管形成術 | 40 |
| 21. 内分泌器の手術 | |
| (1) 甲状腺、副甲状腺の手術 | 20 |
| 22. 顔面骨、顎関節の手術（抜釘術を除く。） | |
| (1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（顎関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く。） | 20 |
| 23. 胸部、食道、横隔膜の手術 | |
| (1) 胸郭形成術 | 20 |
| (2) 開胸術を伴う胸部手術（胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍切開術を除く。）、食道手術（開胸術を伴わない頸部手術によるものを含む。）、横隔膜手術 | 40 |
| (3) 胸腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。） | 10 |
| 24. 心、脈管の手術 | |
| (1) 観血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く。） | 20 |
| (2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの） | 40 |
| (3) 開心術 | 40 |
| (4) その他開胸術を伴うもの | 40 |

| 対象となる手術 | 倍率 |
|---|----|
| 25. 腹部の手術 | |
| (1) 開腹術を伴うもの（腹腔鏡下によるものを含み、腹壁膿瘍切開術を除く。） | 40 |
| (2) 腹腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。） | 10 |
| 26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術 | |
| (1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除く。） | 40 |
| (2) 尿道狭窄観血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術（いずれも経尿道的操作は除く。） | 20 |
| (3) 尿瘻観血手術（経尿道的操作は除く。） | 20 |
| (4) 陰莖切断術 | 40 |
| (5) 睪丸・副睪丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術 | 20 |
| (6) 卵管・卵巣・子宮・子宮付属器手術（人工妊娠中絶術および経膈操作を除く。） | 20 |
| (7) 膈腸瘻閉鎖術 | 20 |
| (8) 造膈術 | 20 |
| (9) 膈壁形成術 | 20 |
| (10) 副腎摘出術 | 40 |
| (11) その他開腹術を伴うもの | 40 |
| 27. 上記以外の手術 | |
| (1) 上記以外の開頭術 | 40 |
| (2) 上記以外の開胸術（胸壁膿瘍切開術を除く。） | 40 |
| (3) 上記以外の開腹術（腹壁膿瘍切開術および膀胱内凝血除去術を除く。） | 40 |
| (4) 上記以外の開心術 | 40 |
| (5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽頭、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術（検査および処置は除く。） | 10 |

3. 青年アクティブライフ総合保険特約

3

第1章 就業外傷害倍額支払条項

第1条（用語の定義）

この支払条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|-------|---|
| 勤労者 | 事業主に雇用されており、次のいずれにも該当する者をいいます。 ① 住居と就業の場所が同一建物内になく、職業または職務に従事している間と否との区別が明確であること。 ② その者の1日、1週または1か月の所定労働時間がその事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間よりも短くないこと。 |
| 傷害保険金 | 死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。 |

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外においてその職業または職務に従事していない間（注）に、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、この支払条項第8章基本条項および普通保険約款の規定に従い、普通保険約款の規定によって支払われる傷害保険金を2倍にして支払います。

（注）通勤途上は、職業または職務に従事している間とします。

(2) (1)の通勤途上とは、被保険者が、住居と就業の場所との間を、合理的な経路および方法により往復している間をいい、被保険者が、往復の経路を逸脱した場合または往復を中断した場合においては、その逸脱または中断の間およびその後の往復の間は通勤途上とはみなしません。ただし、その逸脱または中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、その逸脱または中断の間を除き、その後の往復の間は通勤途上とみなします。

第3条（被保険者の職業または職務）

前条の規定は、被保険者が、勤労者である場合に適用するものとします。

第4条（職業または職務を変更した場合の保険金の支払額）

保険契約締結の後、被保険者が勤労者でなくなり、その勤労者でない間に、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、当社は、この支払条項第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この支払条項第8章基本条項および普通保険約款の規定に従い、傷害保険金の種類（注）ごとに次の算式によって算出した額を、傷害保険金に追加して支払うものとします。ただし、被保険者が再び勤労者となり、その勤労者である間に、普通保険約款第2条の傷害を被った場合は、当社は、この支払条項第2条の規定により傷害保険金を支払います。

$$\text{傷害保険金の額} \times \frac{\text{この支払条項の保険料率}}{\text{勤労者でなくなった場合に適用されるべき普通保険約款の保険料率}}$$

（注）死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金の別をいいます。

第2章 携行品損害補償条項

第1条（用語の定義）

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|--------|---|
| 支払責任額 | それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。 |
| 乗車券等 | 鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（注）、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。 （注）定期券は除きます。 |
| 保険価額 | 損害が生じた地および時における保険の目的物の価額をいいます。 |
| 保険金 | 携行品損害保険金をいいます。 |
| 保険の目的物 | 補償の対象となる物をいいます。 |
| 免責金額 | お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。 |

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、日本国内または国外において偶然な事故（注）によって、保険の目的物について生じた損害に対して、この補償条項、第8章基本条項および普通保険約款の規定に従い、被保険者に保険金を支払います。

（注）以下この補償条項において「事故」といいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者と生計を共にする親族の故意または重大な過失。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、保険金を支払います。
- ④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
- ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑧ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基いて生じた事故
- ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑪ 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合は保険金を支払います。
- ⑫ 保険の目的物の瑕疵。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の目的物を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵によって生じた損害については、保険金を支払います。
- ⑬ 保険の目的物の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
- ⑭ 保険の目的物の擦傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の目的物の機能に支障をきたさない損害
- ⑮ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の目的物の電氣的事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害については、保険金を支払います。

- ⑯ 保険の目的物である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の目的物に生じた損害については保険金を支払います。
- ⑰ 保険の目的物の置き忘れまたは紛失
 - (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注3) 運転する地における法令によるものをいいます。
 - (注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - (注5) 使用済燃料を含みます。
 - (注6) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条 (保険の目的物およびその範囲)

- (1) 保険の目的物は、被保険者の居住するための住宅(注)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に限り、(注)敷地を含みます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する物は、保険の目的物に含まれません。
 - ① 船舶(注1)、自動車、原動機付自転車および自転車ならびにこれらの付属品
 - ② 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
 - ③ 動物、植物等の生物
 - ④ 株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、乗車券等および通貨等(注2)については、保険の目的物に含まれます。
 - ⑤ 預金証書または貯金証書(注3)、クレジットカード、旅券その他これらに準ずる物
 - ⑥ 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物
 - ⑦ 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
山岳登山(注4)、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機(注5)操縦(注6)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注7)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
 - ⑧ その他保険証券記載の物
 - (注1) ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。
 - (注2) 通貨および小切手をいいます。
 - (注3) 通帳および現金自動支払機用カードを含みます。
 - (注4) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。
 - (注5) グライダーおよび飛行船を除きます。
 - (注6) 職務として操縦する場合を除きます。
 - (注7) モーターハンングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等を行い、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等)を含みます。

第5条 (損害額の範囲)

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害額は、その保険価額によって定めます。
- (2) 保険の目的物の損傷を修繕し得る場合においては、保険の目的物を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落(注)は損害額に含まれません。
 - (注) 格落損をいいます。
- (3) 保険の目的物が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の目的物全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)および(2)の規定によって損害額を定めます。
- (4) 保険契約者または被保険者が次のいずれかに該当する費用を負担した場合は、その費用および(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
 - ① 第8章基本条項第2条(事故等が発生した場合の被保険者の義務)(1)⑦に規定する損害の防止または軽減のために要した費用のうち必要または有益であった費用
 - ② 同条(1)⑧の手続のために必要な費用
- (5) (1)から(4)までの規定による損害額が、その保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害額とします。
- (6) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の目的物が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用のうち保険契約者または被保険者が負担した(4)①および②の費用の合計額を損害額とします。
- (7) 保険の目的物の1個、1組または1対について損害額が10万円を超える場合は、当会社は、そのものの損害額を10万円とみなします。ただし、保険の目的物が乗車券等または通貨等(注)である場合において、保険の目的物の損害額の合計が5万円を超えるときは、当会社は、それらのものの損害額を5万円とみなします。
 - (注) 通貨および小切手をいいます。

第6条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社が支払うべき保険金の額は、前条の損害額から、1回の事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当会社が支払うべき保険金の額は、保険期間を通じ、この特約の保険金額をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度(注)ごとに保険金額をもって限度とします。
 - (注) 初年度については、保険期間の初日からその日を含めて1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日からその日を含めて1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以降同様とします。

第7条 (被害物の調査)

- (1) 保険の目的物について損害が生じた場合は、当会社は、保険の目的物および損害

の調査と関連して必要な事項を調査することができます。

- (2) (1) の場合には、保険契約者または被保険者は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

第8条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条 (保険金を支払う場合) の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第5条 (損害額の範囲) の損害額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合
第5条の損害額 (注) から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
(注) それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条 (盗難品発見後の通知義務)

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の目的物を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第10条 (残存物および盗難品の帰属)

- (1) 当社が保険金を支払った場合は、保険の目的物の残存物は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、被保険者の所有に属するものとします。
- (2) 盗取された保険の目的物について、当社が保険金を支払う前にその保険の目的物が回収された場合は、第5条 (損害額の範囲) (4) ①の費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) (2) の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。
- (4) 盗取された保険の目的物について、当社が保険金を支払った場合は、その保険の目的物の所有権は保険金の保険価額 (注1) に対する割合によって、当社に移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額 (注2) を当社に支払って、その保険の目的物の所有権を取得することができます。
(注1) 保険の目的物が乗車券等の場合は損害額をいいます。
(注2) 第5条 (損害額の範囲) (4) ①に費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。
- (5) (2) または (4) ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の目的物の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当社が保険金を支払うべき損害額は第5条 (損害額の範囲) の規定によって定めます。

第3章 個人賠償責任補償条項

第1条 (用語の定義)

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|-------|--|
| 財物の破損 | 財物の滅失、汚損または損傷をいいます。 |
| 支払責任額 | それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。 |
| 住宅 | 本人が居住するための住宅 (注) をいいます。 (注) 敷地内の動産および不動産ならびに一時的に居住する被保険者所有の住宅 (いわゆる別荘) を含みます。 |
| 身体の障害 | 傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。 |
| 保険金 | 賠償責任保険金をいいます。 |
| 本人 | 保険証券記載の被保険者をいいます。 |
| 未婚 | これまでに婚姻歴がないことをいいます。 |
| 免責金額 | お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。 |

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が、次のいずれかに該当する偶然な事故 (注1) により、他人の身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この補償条項、第8章基本条項および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の日常生活 (注2) に起因する偶然な事故
(注1) 以下この補償条項において「事故」といいます。
(注2) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条 (支払保険金の範囲)

当社が被保険者に支払う保険金の範囲は、次のいずれかに該当するものに限りま

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
- ② この補償条項第2条 (保険金を支払う場合) の事故が発生した場合において、被保険者が第8章基本条項第2条 (事故等が発生した場合の被保険者の義務) (1) ⑦に規定する損害の防止または軽減のために要した費用のうち必要または有益であった費用および同条 (1) ⑧の手続のために必要な費用
- ③ ②の損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じ

た後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用

- ④ 被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- ⑤ この補償条項第7条（当会社による解決）（1）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）使用済燃料を含みます。

（注4）原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② もっぱら被保険者の職務に用いられる動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者である場合には、保険金を支払います。
 - ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 航空機、船舶・車両（注2）、銃器（注3）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

（注1）住宅の一部がもっぱら被保険者の職務に用いられる場合は、その部分を含みます。

（注2）原動力がもっぱら人力であるものを除きます。

（注3）空気銃を除きます。

第5条（被保険者の範囲）

- (1) この補償条項における被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、責任無能力者は含まないものとします。
 - ① 本人の配偶者
 - ② 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
 - ③ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- (2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第6条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、次のそれぞれの金額の合計額とします。

- ① 1回の事故につき、損害賠償金が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の事故につき、保険金額を支払う限度とします。
- ② 第3条（支払保険金の範囲）②から⑤までの費用についてはその全額。ただし、同条④の費用は、1回の事故につき、同条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{第3条④の費用の額} \times \text{保険金額} = \text{第3条④の費用の支払額}$$

第7条（当会社による解決）

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができず。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定による協力に応じない場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条（支払保険金の範囲）の損害賠償金および費用の合計額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合
第3条の損害賠償金および費用の合計額（注）から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第4章 レンタル用品賠償責任補償条項

第1条 (用語の定義)

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|--------|--|
| 支払責任額 | それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。 |
| 破損 | 滅失、損傷または汚損をいいます。 |
| 保険金 | レンタル用品賠償責任保険金をいいます。 |
| 本人 | 保険証券の本人欄に記載の者をいいます。 |
| 未婚 | これまでに婚姻歴がないことをいいます。 |
| 免責金額 | お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。 |
| レンタル業者 | 業としてレンタル用品を賃貸する者をいいます。 |
| レンタル用品 | 賃貸借の期間が6か月以内の賃貸借に用いられる動産をいいます。ただし、不動産に付随して賃貸借され、かつ、不動産に備え付けられた動産を除きます。 |

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者自らが使用する目的で、被保険者がレンタル業者から日本国内において賃借したレンタル用品が、被保険者に引き渡されてからレンタル業者に返還されるまでの間に、破損した場合または盗取された場合に、その破損または盗取について被保険者がレンタル業者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この補償条項、第8章基本条項および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

第3条 (支払保険金の範囲)

当会社が被保険者に支払う保険金の範囲は、次のいずれかに該当するものに限ります。

- ① 被保険者がレンタル業者に支払うべき損害賠償金であって、次のいずれかに該当するもの。ただし、いかなる場合にもレンタル用品の時価額(注1)を超えないものとします。
 - ア. レンタル用品の破損を修理できない場合または盗取された場合には賃貸借契約に基づく損害賠償金
 - イ. レンタル用品の破損を修理できる場合には修理費(注2)に相当する損害賠償金
 - ② この補償条項第2条(保険金を支払う場合)の破損または盗取が発生した場合において、被保険者が第8章基本条項第2条(事故等が発生した場合の被保険者の義務)(1)⑦に規定する損害の防止または軽減のために要した費用のうち必要または有益であった費用および同条(1)⑧の手續のために必要な費用
 - ③ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
 - ④ この補償条項第7条(当会社による解決)(1)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用
- (注1) 破損または盗取が生じた地および時におけるレンタル用品の価額をいいます。
- (注2) 破損が生じた地および時において、レンタル用品を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。

第4条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する物の破損または盗取について被保険者が賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
 - ② 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準ずる物
 - ③ 自動車(注1)、原動機付自転車、船舶(注2)、航空機
 - ④ 鉄砲、刀剣その他これらに準ずる物
 - ⑤ 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
山岳登山(注3)、リュージュ、ポップスレー、スケルトン、航空機(注4)
操縦(注5)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(注6)
搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
 - ⑥ 動物、植物等の生物
 - ⑦ 公序良俗に反する物
 - ⑧ その他保険証券記載の物
- (注1) 被牽引車を含みます。
- (注2) ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。
- (注3) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。
- (注4) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注5) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注6) モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

- (2) 当社は、レンタル用品が次のいずれかに該当する間に破損した場合または盗取された場合には、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の職務に用いられている間
 - ② 被保険者以外の者に転貸されている間
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する事由によるレンタル用品の破損または盗取について、被保険者が賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意
 - ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(注2)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ④ 被保険者が賃借したレンタル用品について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外にレンタル用品を使用したこと
 - ⑤ 被保険者に引き渡される以前からレンタル用品に存在した瑕疵
 - ⑥ レンタル用品の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色またはねずみ食い、虫食いその他類似の事由
 - ⑦ 偶然な外来の事故に直接起因しないレンタル用品の電氣的事故または機械的的事故
 - ⑧ レンタル用品の置き忘れまたは紛失
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注4)
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑭ 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合には保険金を支払います。

- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注4) 使用済燃料を含みます。
- (注5) 原子核分裂生成物を含みます。

- (4) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者とレンタル業者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ② 被保険者が賃借したレンタル用品をレンタル業者に返還した後に発見されたレンタル用品の破損または盗取に起因する損害賠償責任

第5条 (被保険者の範囲)

- (1) この補償条項における被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、責任無能力者は含まないものとします。
- ① 本人の配偶者
 - ② 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
 - ③ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- (2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、前条(1)の破損または盗取の発生時におけるものをいいます。

第6条 (保険金の支払額)

当社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次のそれぞれの金額の合計額とします。

- ① 第3条(支払保険金の範囲)①の損害賠償金の額から、被保険者の自己負担額(注1)を差し引いた額。ただし、保険期間を通じ保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度(注2)ごとに保険金額を限度とします。
- ② 第3条②から④までの費用については、その全額。ただし、同条③の費用は、同条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{第3条③の費用の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{第3条①の損害賠償金の額}} = \text{第3条③の費用の支払額}$$

(注1) 保険証券記載の免責金額またはその損害賠償金の額の20%に相当する額のいずれか高い額をいいます。

(注2) 初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以降同様とします。

第7条 (当社による解決)

- (1) 当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で、レンタル業者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による協力に応じない場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条(支払保険金の範囲)の損害賠償金および費用の合計額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合
第3条の損害賠償金および費用の合計額(注)から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (注) それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第5章 キャンセル費用補償条項

第1条 (用語の定義)

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|---------|---|
| キャンセル事由 | 被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等以内の親族の死亡、傷害または疾病による入院をいいます。 |
| 支払責任額 | それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。 |
| 保険金 | キャンセル費用保険金をいいます。 |
| 免責金額 | お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。 |

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、キャンセル事由によって、被保険者が日本国内または国外において次条に規定する特定のサービスの提供をうけられなくなった場合に、被保険者または被保険者の法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対して、この補償条項、第8章基本条項および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。
- (2) (1)に規定する被保険者と被保険者以外の者との続柄は、キャンセル事由が生じた時におけるものをいいます。ただし、キャンセル事由が生じた日からその日を含めて30日以内に被保険者が婚姻の届出をした場合には、その配偶者をキャンセル事由が生じた時において被保険者の配偶者であったものとみなします。

第3条 (特定のサービスの範囲)

前条(1)の特定のサービスとは、業として有償で提供されるサービスで、次のいずれかに該当するものに限ります。

- ① 国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス
- ② 旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス
- ③ 航空機、船舶、鉄道、自動車等による旅客の輸送
- ④ 宴会、パーティーに用いる施設の提供およびそれに付帯するサービス
- ⑤ 運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供
- ⑥ 演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行

第4条 (キャンセル費用の範囲)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)のキャンセル費用とは、サービスの全部または一部の提供をうけられない場合に、取消料、違約料その他の名目において、そのサービスにかかる契約に基づき、払戻しをうけられない費用または支払を要する費用をいいます。
- (2) (1)のキャンセル費用は、被保険者に対して提供されるサービスにかかる費用に限ります。ただし、被保険者がサービスの提供をうけられなくなった場合において、被保険者に同行する被保険者の配偶者もサービスの提供をうけられなくなったときは、配偶者に対して提供されるサービスにかかる費用も含むものとします。
- (3) (1)のキャンセル費用は、サービスが複数の者に対して提供される場合には、被保険者に対して提供されるサービスにかかるキャンセル費用として相当な金額に限ります。

第5条 (サービスの提供される時期と支払責任の関係)

- (1) 当社は、次のいずれかに規定する期間内に提供されるサービスについて、キャンセル費用を負担した場合に限り、保険金を支払います。
 - ① 死亡がキャンセル事由である場合には、死亡の日からその日を含めて31日以内。ただし、被保険者の死亡の場合には、保険金を支払います。
 - ② 入院がキャンセル事由である場合には、入院を開始した日からその日を含めて31日以内
- (2) 当社は、(1)に規定する期間が開始する前または(1)に規定する期間が経過した後において、サービスの全部または一部の提供をうけられた場合またはうけられる場合には、保険金を支払いません。
- (3) 第3条(特定のサービスの範囲)のサービスのうち旅行にかかるもので(1)に規定する期間内に旅行行程(注)が開始する場合には、(1)に規定する期間が経過した後はその旅行行程が終了する場合であっても、その旅行にかかるサービスは、(1)に規定する期間内に提供されるサービスとみなします。

(注) 旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの連続した行程をいいます。

第6条 (キャンセル事由の発生時期と支払責任の関係)

- (1) 当社は、第2条(保険金を支払う場合)(1)の特定のサービスを予約した後、そのサービスの提供をうける前にキャンセル事由が発生した場合に限り、保険金を支払います。

(2) (1) の予約した日およびサービスの提供をうける日が明確でない場合には、当社は、保険金を支払いません。

第7条 (キャンセル事由の原因の発生時期と支払責任の関係)

(1) 当社は、普通保険約款第11条 (保険責任の始期および終期) に規定する保険責任の始期または保険料領収前 (注1) に、キャンセル事由の原因 (注2) が生じていたため被保険者または被保険者の法定相続人がキャンセル費用を負担したことに よって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約の保険責任の開始日に保険責任が終了する前契約の始期または保険料領収前とします。

(注2) 被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等以内の親族について、この補償条項第2条 (保険金を支払う場合) (1) の死亡または入院の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病をいいます。

(2) (1) の発病の認定は、被保険者以外の医師の診断によります。

第8条 (保険期間と支払責任の関係)

当社は、この保険契約の保険期間中にキャンセル事由が発生した場合に限り、保険金を支払います。

第9条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、第2条 (保険金を支払う場合) (1) の特定のサービスが、被保険者の職務遂行に関係するものである場合には、保険金を支払いません。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者 (注1) または被保険者の故意
- ② 保険金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合には、保険金を支払います。
- ⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア. 法令に定められた運転資格 (注2) を持たないで自動車等を運転している間
イ. 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第65条 (酒気帯び運転等の禁止) 第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないうれやがある状態で自動車等を運転している間
- ⑥ 妊娠、出産、早産または流産による入院
- ⑦ 被保険者が頸部症候群 (注3)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的見解のないもの
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (注4)
- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 核燃料物質 (注5) もしくは核燃料物質 (注5) によって汚染された物 (注6) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑪ ⑧から⑩までの事故に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 使用済燃料を含みます。

(注6) 原子核分裂生成物を含みます。

第10条 (保険金の支払額)

当社が支払うべき保険金の額は、キャンセル事由の発生1回につき、第4条 (キャンセル費用の範囲) に規定するキャンセル費用の額から、被保険者の自己負担額 (注) を差し引いた額とします。

(注) 保険証券記載の免責金額またはそのキャンセル費用の額の20%に相当する額のいずれか高い額をいいます。

第11条 (支払保険金の限度)

当社が支払うべき保険金の額は保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度 (注) ごとに保険金額をもって限度とします。

(注) 初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日应当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以降同様とします。

第12条 (損害防止義務)

(1) 第2条 (保険金を支払う場合) (1) のキャンセル事由が発生した場合には、被保険者または保険金を受け取るべき者は、遅滞なく、サービスに関する契約を解除する等キャンセル費用の発生防止または軽減につとめなければなりません。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく (1) の規定に違反した場合は、当社は、防止または軽減できたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

第13条 (回収金額の控除)

被保険者が負担したキャンセル費用について第三者により支払われた損害賠償金等の回収金がある場合は、その額を被保険者が負担した第2条 (保険金を支払う場合) に規定する損害の額から差し引くものとします。

第14条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条 (保険金を支払う場合) の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等

がある場合において、支払責任額の合計額が第4条（キャンセル費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合
第4条の費用の額（注）から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
（注）それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第15条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当社は、第8章基本条項第2条（事故等が発生した場合の被保険者の義務）(1)④の規定による通知または同章第3条（保険金の請求）(1)④の書類を受け取った場合においては、傷害または疾病の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断のために要した費用（注）は、当社が負担します。
（注）収入の喪失は含みません。

第6章 救援者費用等補償条項

第1条（用語の定義）

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|-------|--|
| 救援者 | 被保険者の捜索（注1）、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族（注2）をいいます。 （注1） 捜索、救助または移送をいいます。 （注2） これらの者の代理人を含みます。 |
| 現地 | 事故発生地または被保険者の収容地をいいます。 |
| 支払責任額 | それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。 |
| 保険金 | 救援者費用等保険金をいいます。 |

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が日本国内または国外において次のいずれかの場合に該当したることにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した費用に対して、この補償条項、第8章基本条項および普通保険約款の規定に従い、その費用の負担者に保険金を支払います。

- ① 保険期間中に、被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合
- ② 保険期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
- ③ 保険期間中に被保険者の居住するための住宅（注1）外において被った普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または継続して14日以上入院（注2）した場合
（注1） 敷地を含みます。
（注2） 他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限りま。

第3条（費用の範囲）

前条の費用とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 捜索救助費用
遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。
- ② 交通費
救援者の現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救援者2名分を限度とします。ただし、前条②の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。
- ③ 宿泊料
現地および現地までの行程における救援者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救援者2名分を限度とし、かつ、1名につき14日分を限度とします。ただし、前条②の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。
- ④ 移送費用
死亡した被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために要した遗体輸送費用または治療を継続中の被保険者を保険証券記載の被保険者の住所もしくはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費（注1）をいいます。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から除きます。
- ⑤ 諸雑費
救援者の渡航手続費（注2）および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遗体処理費等をいい、20万円を限度とします。ただし、これらの費用が、被保険者が日本国内において前条①から③ま

で掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した場合は、3万円を限度とします。

(注1) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。

(注2) 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第4条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって第2条 (保険金を支払う場合)

①から⑬までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者 (注1) または被保険者の故意または重大な過失

② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格 (注2) を持たないで自動車等を運転している間
イ. 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第65条 (酒気帯び運転等の禁止) 第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

⑧ 被保険者に対する刑の執行

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (注3)

⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪ 核燃料物質 (注4) もしくは核燃料物質 (注4) によって汚染された物 (注5) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

⑭ 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間に生じた事故

山岳登山 (注6)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 (注7)

操縦 (注8)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 (注9)

搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(注6) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング (フリークライミングを含みます。) をいいます。

(注7) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注8) 職務として操縦する場合を除きます。

(注9) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等を行い、パラシュート型超軽量動力機 (パラプレーン等) を除きます。

(2) 当会社は、被保険者が頸部症候群 (注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第2条 (保険金を支払う場合) ③の入院をしたことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなくなるまで、保険金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条 (保険金の支払額)

当会社は、第3条 (費用の範囲) の費用のうち、社会通念上妥当な部分についてのみ保険金を支払います。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、保険金を支払いません。

第6条 (支払保険金の限度)

当会社が支払うべき保険金の額は保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度 (注) ごとに救済者費用等保険金額をもって限度とします。

(注) 初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以降同様とします。

第7条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条 (保険金を支払う場合) の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条 (費用の範囲) の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合

第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第7章 借家人賠償責任補償条項

第1条 (用語の定義)

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|-------|--|
| 支払責任額 | それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。 |
| 借戸室 | 被保険者(注)が借用または使用する保険証券記載の被保険者住所の建物の戸室をいいます。 (注)借用戸室の賃借名義人が保険証券記載の被保険者以外の場合には、その賃借名義人を含みます。 |
| 破損 | 滅失、損傷または汚損をいいます。 |
| 保険金 | 借家人賠償責任保険金をいいます。 |
| 免責金額 | お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。 |

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、日本国内における借用戸室が被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故(注1)により破損した場合において、被保険者が借用戸室についてその貸主(注2)に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この補償条項、第8章基本条項および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

① 火災

② 破裂または爆発(注3)

(注1)以下この補償条項において「事故」といいます。

(注2)転貸人を含みます。

(注3)破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第3条 (支払保険金の範囲)

当社が被保険者に支払う保険金の範囲は、次のいずれかに該当するものに限りません。

① 被保険者が貸主(注)に支払うべき損害賠償金。この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって、被保険者が代位取得する物がある場合は、その価額をこれから差し引くものとします。

② この補償条項第2条(保険金を支払う場合)の事故が発生した場合において、被保険者が第8章基本条項第2条(事故等が発生した場合の被保険者の義務)(1)⑦に規定する損害の防止または軽減のために要した費用のうち必要または有益であった費用および同条(1)⑧の手續のために必要な費用

③ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用

④ この補償条項第6条(当社による解決)(1)に規定する当社による損害賠償責任の解決に協力するために被保険者が直接要した費用

(注)転貸人を含みます。

第4条 (保険金を支払わない場合)

(1)当社は、借用戸室が次のいずれかに該当する事由によって破損した場合において、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者(注1)または被保険者の故意

② 被保険者の心神喪失

③ 借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合については、保険金を支払います。

④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)

⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑥ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑦ ④から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染

(注1)保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3)使用済燃料を含みます。

(注4)原子核分裂生成物を含みます。

(2)当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者と借用戸室の貸主(注)との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

② 被保険者が借用戸室を貸主(注)に引き渡した後に発見された借用戸室の破損に起因する損害賠償責任

(注)転貸人を含みます。

第5条 (保険金の支払額)

当社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次のそれぞれの金額の合計額とします。

① 第3条(支払保険金の範囲)①の損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、保険金額を限度とします。

② 第3条②から④までの費用については、その全額。ただし、同条③の費用は、

次の算式によって算出した額を支払います。

第3条③の費用の額 × 保険金額 = 第3条③の費用の支払額

第6条 (当会社による解決)

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で、損害賠償責任の解決に当たることができません。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による協力に応じない場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条(支払保険金の範囲)の損害賠償金および費用の合計額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合
第3条の損害賠償金および費用の合計額(注)から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (注) それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8章 基本条項

第1条 (用語の定義)

- (1) この基本条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|--------|---|
| 事故等 | 第2章携行物品損害補償条項第2条(保険金を支払う場合)の事故、第3章個人賠償責任補償条項第2条(保険金を支払う場合)の事故、第4章レンタル用品賠償責任補償条項第2条(保険金を支払う場合)の破損または盗取、第5章キャンセル費用補償条項第2条(保険金を支払う場合)の特定のサービスの提供をうけられなくなった場合、第6章救済者費用等補償条項第2条(保険金を支払う場合)①から③までに掲げる場合のいずれかに該当した場合または第7章借家人賠償責任補償条項第2条(保険金を支払う場合)の事故をいいます。 |
| 保険の目的物 | 補償の対象となる物をいいます。 |

- (2) この基本条項において、各章にかかわる用語は各章の用語の定義によります。

第2条 (事故等が発生した場合の被保険者の義務)

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故等が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 第2章携行物品損害補償条項に基づく事故が発生した場合
 - ア. 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所、氏名をその原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - イ. 損害が盗難によって生じた場合には、ただちに警察署に届け出ること。ただし、盗難にあった保険の目的物が小切手または乗車券等の場合には、このほかに次に掲げる届出のいずれかをただちに行うこと。
 - (ア) 小切手の場合
その小切手の振出人(注1)および支払金融機関への届出
 - (イ) 乗車券等の場合
その運輸機関(注2)または発行者への届出
 - ② 第3章個人賠償責任補償条項に基づく事故が発生した場合
事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所、氏名を事故の発生の日よりその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ③ 第4章レンタル用品賠償責任補償条項に基づく破損または盗取が発生した場合
 - ア. レンタル用品の破損または盗取の発生日時および場所、レンタル業者の住所、氏名、レンタル用品、レンタル用品の損害状況ならびにこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所、氏名を破損または盗取の発生の日よりその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めた場合は、これに応じなければなりません。
 - イ. レンタル用品が盗取された場合にあっては、ただちに警察署へ届け出ること。
 - ④ 第5章キャンセル費用補償条項に基づく特定のサービスの提供をうけられなくなった場合
キャンセル事由の発生日時およびその内容、サービスを予約した日、予約したサービスにかかる契約の内容、サービスが提供される予定であった日時を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ⑤ 第6章救済者費用等補償条項第2条(保険金を支払う場合)①から③までに掲げる場合のいずれかに該当した場合
同条①から③までに掲げる場合のいずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当会社に通知すること。この場合において、当会社が

書面による通知を求めた場合は、これに応じなければなりません。

ア. 同条①または②の場合は、行方不明もしくは遭難または事故発生の状況

イ. 同条③の場合は、事故発生の状況および傷害の程度

⑥ 第7章借家人賠償責任補償条項に基づく事故が発生した場合

借戸室の破損の発生日時および場所、借戸室の貸主(注3)の住所、氏名、事故の状況、破損の程度ならびにこれらの事項の証人となる者がある場合は、その住所、氏名を、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社へ通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

⑦ 事故等によって生じた損害の拡大を防止または軽減するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。

⑧ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。

⑨ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないうこと。ただし、第3章個人賠償責任補償条項に基づく事故が発生した場合に、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。

⑩ 損害賠償に関する訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、ただちに書面により当会社に通知すること。

⑪ 当会社が、特に必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。その他当会社が行う損害の調査に協力すること。

(注1) 被保険者が振出人である場合を除きます。

(注2) 宿泊券の場合はその宿泊施設をいいます。

(注3) 転貸人を含みます。

- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)①~⑪までに規定する義務に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第3条 (保険金の請求)

- (1) 第2章携行品損害補償条項から第7章借家人賠償責任補償条項までにかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 第2章携行品損害補償条項

同章第2条(保険金を支払う場合)の損害の額が確定した時

② 第3章個人賠償責任補償条項

ア. 同章第3条(支払保険金の範囲)①の損害賠償金については、損害賠償金の額が確定した時

イ. 同条②から⑤までの費用については、被保険者が費用を負担した時

③ 第4章レンタル用品賠償責任補償条項

ア. 同章第3条(支払保険金の範囲)①の損害賠償金については、損害賠償金の額が確定した時

イ. 同条②から④までの費用については、被保険者が費用を負担した時

④ 第5章キャンセル費用補償条項

被保険者または被保険者の法定相続人が同章第2条(保険金を支払う場合)の費用を負担した時

⑤ 第6章救援者費用等補償条項

保険契約者、被保険者または被保険者の親族が同章第2条(保険金を支払う場合)の費用を負担した時

⑥ 第7章借家人賠償責任補償条項

ア. 同章第3条(支払保険金の範囲)①の損害賠償金については、損害賠償金の額が確定した時

イ. 同条②から④までの費用については、被保険者が費用を負担した時

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第2章携行品損害補償条項から第7章借家人賠償責任補償条項までにかかる保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 第2章携行品損害補償条項の場合

ア. 当会社の定める事故状況報告書

イ. 公の機関(注1)の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合には、警察署の盗難届出証明書に限ります。

ウ. 保険の目的物の損害の程度を証明する書類

エ. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注2)

オ. その他当会社がこの補償条項第4条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

② 第3章個人賠償責任補償条項および第7章借家人賠償責任補償条項の場合

ア. 当会社の定める事故状況報告書

イ. 示談書その他これに代わるべき書類

ウ. 損害を証明する書類

エ. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注2)

オ. その他当会社がこの補償条項第4条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

③ 第4章レンタル用品賠償責任補償条項の場合

ア. 当会社の定める事故状況報告書

イ. 示談書その他これに代わるべき書類

ウ. 損害を証明する書類

エ. 盗難による損害の場合には警察署の盗難届出証明書

オ. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注2)

カ. その他当社がこの補償条項第4条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

④ 第5章キャンセル費用補償条項の場合

ア. 当社の定める事故状況報告書

イ. サービスにかかわる契約書または契約の事実を証明する書類

ウ. 被保険者が負担したキャンセル費用の額を証明する書類

エ. 被保険者との続柄を証明する戸籍謄本等の書類

オ. 死亡がキャンセル事由である場合には、死亡診断書または死体検案書

カ. 入院がキャンセル事由である場合には、入院日、入院日数および傷害または疾病の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書

キ. 死亡または入院の直接の原因が疾病である場合は、その疾病が保険責任の始期または保険料領収日のうちいずれか遅い日以降に発病していることを証明する被保険者以外の医師の診断書

ク. 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書

ケ. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）

コ. その他当社がこの補償条項第4条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

⑤ 第6章救済者費用等補償条項の場合

ア. 被保険者が同章第2条（保険金を支払う場合）①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことを証明する書類

イ. 保険金の支払を受けようとする同章第3条（費用の範囲）①から⑤までに掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類

ウ. その他当社がこの補償条項第4条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注1）やむを得ない場合には、第三者とします。

（注2）保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

(3) (2) の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容（注）の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。

（注）既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。

(4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合は、当社は、これによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(5) 被保険者に第2章携行品損害補償条項から第7章借家人賠償責任補償条項までにかかる保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなく、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(6) (5) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(7) 当社は、事故の内容または損害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(8) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（7）の規定に違反した場合または（2）、（3）、（5）もしくは（7）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第4条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故等の原因、事故等発生状況、損害または費用発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害または費用の額および事故と損害または費用との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（5）の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、

(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)①から⑤までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

② (1)①から⑤までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4)(1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第5条(時効)

保険金請求権は、第3条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第6条(代位)

(1)第2章携行品損害補償条項から第7章借家人賠償責任補償条項までに規定する損害または費用が生じたことにより保険契約者、被保険者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害または費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害または費用の全額を保険金として支払った場合

保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の全額

② ①以外の場合

保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害または費用の額を差し引いた額

(2)(1)②の場合において、当社に移転せずに保険契約者、被保険者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3)保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)もしくは(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(4)保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(5)(1)から(4)までの規定にかかわらず、当社が第1章就業外傷害倍額支払条項の規定により保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第7条(先取特権)

(1)第3章個人賠償責任補償条項第2条(保険金を支払う場合)、第4章レンタル用品賠償責任補償条項第2条(保険金を支払う場合)、第5章キャンセル費用補償条項第2条(保険金を支払う場合)および第7章借家人賠償責任補償条項第2条(保険金を支払う場合)に規定する事故等にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

(注) 第3章個人賠償責任補償条項第3条(支払保険金の範囲)、第4章レンタル用品賠償責任補償条項第3条(支払保険金の範囲)および第7章借家人賠償責任補償条項第3条(支払保険金の範囲)の費用に対する保険金請求権を除きます。

(2)当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合(注1)

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合(注2)

(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3)保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除い

て差し押さえることはできません。ただし、(2) ①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第3章個人賠償責任補償条項第3条(支払保険金の範囲)、第4章レンタル用品賠償責任補償条項第3条(支払保険金の範囲)および第7章借家人賠償責任補償条項第3条(支払保険金の範囲)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第8条 (損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

保険証券記載の保険金額が、前条(2) ②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第3章個人賠償責任補償条項第3条(支払保険金の範囲)、第4章レンタル用品賠償責任補償条項第3条(支払保険金の範囲)、第5章キャンセル費用補償条項第4条(キャンセル費用の範囲)および第7章借家人賠償責任補償条項第3条(支払保険金の範囲)の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第9条 (普通保険約款の適用除外)

第2章携行品損害補償条項から第7章借家人賠償責任補償条項までについては、普通保険約款第1条(用語の定義)の規定中「保険金」の定義、第3条(保険金を支払わない場合—その1)、第4条(保険金を支払わない場合—その2)、第9条(死亡の推定)、第13条(職業または職務の変更に関する通知義務)、第22条(保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2)および(5)、第26条(事故の通知)、第27条(保険金の請求)、第29条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)、第30条(時効)ならびに第31条(代位)の規定は適用しません。

第10条 (普通保険約款の読み替え)

第2章携行品損害補償条項から第7章借家人賠償責任補償条項までについては、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第11条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「事故による傷害」とあるのは「事故等による損害または費用」
- ② 第12条(告知義務)(3) ③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「事故等が発生する前に」
- ③ 第12条(告知義務)(4)および(5)の規定中「傷害」とあるのは「損害または費用」
- ④ 第19条(重大事由による解除)の規定中「傷害」とあるのは「損害または費用」
- ⑤ 第22条(保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(7)の規定中「事故による傷害」とあるのは「事故等による損害」

第11条 (重大事由解除に関する特別)

- (1) 当会社は、第3章個人賠償責任補償条項第3条(支払保険金の範囲)、第4章レンタル用品賠償責任補償条項第3条(支払保険金の範囲)および第7章借家人賠償責任補償条項第3条(支払保険金の範囲)の費用に対する保険金を支払う場合には、普通保険約款第19条(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

「(3) (1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または(2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (4) 保険契約者または被保険者が(1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① (1) ③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

- (2) 当会社は、第6章救済費用等補償条項第3条(費用の範囲)の費用に対する保険金を支払う場合には、普通保険約款第19条(2)および(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

「(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

- ① 被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

(注) ①の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限り、②の事由がある場合には、その保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

- (3) (1)または(2)の規定による解除がこの特約第6章救済費用等補償条項第2条(保険金を支払う場合) ①から③までに掲げる事由が発生した後になされた場合であっても、第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または(2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (4) 保険契約者等(注)が(1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1) ③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者等(注)が負担した費用については適用しません。

(注) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者をいいます。

- (3) 当会社は、第5章キャンセル費用補償条項第4条(キャンセル費用の範囲)の費用に対する保険金を支払う場合には、普通保険約款第19条(2)および(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

〔(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

③ 被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

④ 保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

(注) ①の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限り、②の事由がある場合には、その保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

(3) (1) または (2) の規定による解除がキャンセル事由の原因(注)が生じた後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または (2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生したキャンセル費用に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注) 被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等以内の親族の死亡または入院の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病をいいます。

(4) 保険契約者等（注）が (1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより (1) または (2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、(1) ③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者等（注）が負担したキャンセル費用については適用しません。

(注) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者をいいます。 」

第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

4. 就業外傷害倍額支払補償対象外特約 （青年アクティブライフ総合保険用）

4

当社は、この特約により、青年アクティブライフ総合保険特約第1章就業外傷害倍額支払条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

5. 携行品損害補償対象外特約 （青年アクティブライフ総合保険用）

5

当社は、この特約により、青年アクティブライフ総合保険特約第2章携行品損害補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

6. 個人賠償責任補償対象外特約 （青年アクティブライフ総合保険用）

6

当社は、この特約により、青年アクティブライフ総合保険特約第3章個人賠償責任補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

7. 国外の個人賠償責任補償対象外特約 （青年アクティブライフ総合保険用）

7

当社は、この特約により、青年アクティブライフ総合保険特約第3章個人賠償責任補償条項第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故のうち、日本国外において生じた事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

8. レンタル用品賠償責任補償対象外特約 （青年アクティブライフ総合保険用）

8

当社は、この特約により、青年アクティブライフ総合保険特約第4章レンタル用品賠償責任補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

9. キャンセル費用補償対象外特約 （青年アクティブライフ総合保険用）

9

当社は、この特約により、青年アクティブライフ総合保険特約第5章キャンセル費用補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

10. 救援者費用等補償対象外特約 （青年アクティブライフ総合保険用）

10

当社は、この特約により、青年アクティブライフ総合保険特約第6章救援者費用等補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

11. 借家人賠償責任補償対象外特約 (青年アクティブライフ総合保険用)

11

当社は、この特約により、青年アクティブライフ総合保険特約第7章借家人賠償責任補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

12. 死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約 (青年アクティブライフ総合保険用)

12

当社は、この特約により、普通保険約款および青年アクティブライフ総合保険特約第1章就業外傷害倍額支払条項に規定する保険金については、死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払うものとします。

13. 死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約 (青年アクティブライフ総合保険用)

13

当社は、この特約により、普通保険約款および青年アクティブライフ総合保険特約第1章就業外傷害倍額支払条項に規定する保険金については、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払うものとします。

14. 地震・噴火・津波危険補償特約

14

当社は、この特約により、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）（1）⑩および⑪の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

15. 法人契約の保険金受取人指定に関する特約

15

- (1) 当社は、この特約により、普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）、第7条（入院保険金および手術保険金の支払）、第8条（通院保険金の支払）および第32条（死亡保険金受取人の変更）（9）の規定にかかわらず、普通保険約款およびこれに付帯する特約に基づいて支払われる後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金についても死亡保険金受取人に支払います。
- (2) この特約が付帯された保険契約に他の特約が付帯されている場合は、当社は、同特約の規定にかかわらず、同特約に基づいて支払われる保険金についても（1）の死亡保険金受取人に支払います。

16. 訴訟の提起に関する特約

16

訴訟の当事者となる保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、日本国外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である場合または日本国外に主たる事務所を有する法人もしくは団体である場合には、普通保険約款第37条（訴訟の提起）の規定にかかわらず、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。

17. 保険料分割払特約（一般団体）

17

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|----------|---|
| 年額保険料 | この保険契約に定められた総保険料をいいます。 |
| 払込期日 | 保険証券（注）記載の保険料の払込期日をいいます。 （注）これに代わる書面を含みます。 |
| 分割保険料 | 保険証券（注）記載の金額をいいます。 （注）これに代わる書面を含みます。 |
| 未払込分割保険料 | 年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。 |

第2条（保険料の分割払）

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を分割保険料および保険証券記載の回数に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回

目以降の分割保険料については、払込期日に払い込まなければなりません。ただし、当社が特に承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行う際の最初の集金日から10日以内に払い込むことができます。

第4条 (分割保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当社は、保険契約者が前条の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、その分割保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条 (分割保険料不払の場合の免責)

保険契約者が第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条 (追加保険料の払込み)

- (1) 当社が第9条(保険料の返還または請求)の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款第22条(保険料の返還または請求-告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2)に規定する追加保険料の領収前に生じた事故による傷害に対しては、同条(5)を、同条(6)に規定する追加保険料の領収前に生じた事故による傷害に対しては同条(7)をそれぞれ適用して保険金を支払います。

第7条 (死亡保険金支払の場合の保険料払込み)

年額保険料の払込みを完了する前に、当社が死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第8条 (分割保険料不払の場合の保険契約の解除)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日(注)において、次回払込期日(注)に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
(注) 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなかった場合の、その翌月の払込期日をいいます。
- (2) (1)の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
 - ① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
 - ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日(注)
(注) 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなかった場合の、その翌月の払込期日をいいます。
- (3) (1)の規定により当社が保険契約を解除した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

第9条 (保険料の返還または請求)

- (1) 普通保険約款の規定により、保険料を返還すべき事由が生じた場合には、普通保険約款の規定にかかわらず、当社は月割により返還保険料を計算し、以降到来する分割払保険料を減額することによって返還保険料を返還します。ただし、当社はその全額を一時に返還することがあります。
- (2) 普通保険約款の規定により、保険料を請求すべき事由が生じた場合には、普通保険約款の規定にかかわらず、当社は月割により請求保険料を計算し、その全額を一時に請求します。ただし、当社は以降到来する分割払保険料を増額することによって請求保険料を請求することがあります。

18. 保険料分割払特約 (一般)

18

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|----------|--|
| 年額保険料 | この保険契約に定められた総保険料をいいます。 |
| 払込期日 | 保険証券(注)記載の保険料の払込期日をいいます。 (注) これに代わる書面を含みます。 |
| 分割保険料 | 保険証券(注)記載の金額をいいます。 (注) これに代わる書面を含みます。 |
| 未払込分割保険料 | 年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。 |

第2条 (保険料の分割払)

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を分割保険料および保険証券記載の回数に分割して払い込むことを承認します。

第3条 (分割保険料の払込方法)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日に払い込まなければなりません。

第4条 (分割保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当社は、前条の第1回分割保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条 (分割保険料不払の場合の免責)

保険契約者が第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条 (追加保険料の払込み)

- (1) 当会社が第9条(保険料の返還または請求)の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款第22条(保険料の返還または請求・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2)に規定する追加保険料の領収前に生じた事故による傷害に対しては、同条(5)を、同条(6)に規定する追加保険料の領収前に生じた事故による傷害に対しては同条(7)をそれぞれ適用して保険金を支払います。

第7条 (死亡保険金支払の場合の保険料払込み)

年額保険料の払込みを完了する前に、当会社が死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第8条 (分割保険料不払の場合の保険契約の解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日(注)において、次回払込期日(注)に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
(注) 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなかった場合の、その翌月の払込期日をいいます。
- (2) (1)の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
 - ① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
 - ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日(注)
(注) 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなかった場合の、その翌月の払込期日をいいます。
- (3) (1)の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

第9条 (保険料の返還または請求)

- (1) 普通保険約款の規定により、保険料を返還すべき事由が生じた場合には、普通保険約款の規定にかかわらず、当会社は月割により返還保険料を計算し、以降到来する分割払保険料を減額することによって返還保険料を返還します。ただし、当会社はその全額を一時に返還することがあります。
- (2) 普通保険約款の規定により、保険料を請求すべき事由が生じた場合には、普通保険約款の規定にかかわらず、当会社は月割により請求保険料を計算し、その全額を一時に請求します。ただし、当会社は以降到来する分割払保険料を増額することによって請求保険料を請求することがあります。

19. 自動継続特約 (分割払契約用)

19

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|-------|-------------------------|
| 保険証券等 | 保険証券または保険証券に代わる書面をいいます。 |

第2条 (適用契約の範囲)

この特約は、保険料分割払特約(一般)を付帯した保険契約で、当会社と保険契約者との間にあらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条 (保険契約の継続)

- (1) この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日と同一の内容で継続されるものとします。以降毎年同様とします。
- (2) (1)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

第4条 (継続契約の分割保険料および払込方法)

- (1) 継続契約の分割保険料は、保険証券等記載の金額とします。
- (2) 継続契約の第1回分割保険料は継続前契約において定められた最後の払込期日の属する月の翌月の応当日に、第2回目以降の分割保険料はその翌月の応当日から毎月払い込むものとします。

第5条 (保険料不払の場合の免責)

保険契約者が、前条の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条 (継続契約に適用される保険料率)

この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日以降第3条(保険契約の継続)の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料率を変更します。

第7条 (継続契約に適用される特約)

この保険契約が第3条(保険契約の継続)の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第8条（継続契約の告知義務）

- (1) 第3条（保険契約の継続）(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、告知事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。
- (2) (1)の規定による告知に関する普通保険約款第12条（告知義務）(1)の規定の適用については、同条（1）から（3）までの規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の際」と、同条（3）の規定中「締結していた」とあるのは「継続していた」とします。ただし、保険証券等記載の被保険者の職業または職務に変更があった場合にその事実を当会社に告げなかったときには、当会社は、普通保険約款第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）(3)から（7）までの規定に準じ保険金を削減して支払います。

第9条（保険料分割払特約（一般）との関係）

この特約に規定しない事項については、保険料分割払特約（一般）の規定を適用します。

第10条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第35条（契約内容の登録）の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約締結および継続の際」と読み替えて適用します。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

20. 通信販売に関する特約

20

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|---------|-------------------------|
| 契約意思の表示 | 保険契約の申込みの意思の表示をいいます。 |
| 払込期日 | 保険証券等記載の保険料の払込期日をいいます。 |
| 引受承諾書 | 引受けに関しての承諾を記した書類をいいます。 |
| 保険証券等 | 保険証券または保険証券に代わる書面をいいます。 |
| 申込書 | 当会社所定の保険契約申込書をいいます。 |

第2条（保険契約の申込み）

- (1) 当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、次のいずれかに該当する方法により申込手続を行うことができます。
- ① 申込書に所要の事項を記載し、当会社または代理店に送付すること。
 - ② 所定の手続に従い、電話、情報処理機器等の通信手段を媒介として、当会社または代理店に対し契約意思の表示をすること。
- (2) (1) ②の規定により当会社が契約意思の表示を受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、引受承諾書を保険契約者に送付するものとします。

第3条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、申込書または引受承諾書に記載されたところに従い、この保険契約に定められた保険料を払い込むものとします。
- (2) 保険契約者は、申込みをした後、保険料（注）を当会社の定める日までに、次のいずれかの手続により払い込まなければなりません。
- ① 郵便振替
 - ② 銀行振込
 - ③ 預金口座振替
 - ④ 郵便貯金口座振替
 - ⑤ 書留
 - ⑥ クレジットカード払
- （注）保険料を分割して払い込む場合は第1回分割保険料をいいます。
- (3) 保険契約者は、(2) ①から⑥までに定める手続のほか、当会社が指定する保険料収納窓口を通じて当会社の定める手続に従い、(2)の保険料を払い込むことができるものとします。この場合、その収納窓口において保険料を払い込んだ時以降、第4条（保険責任の始期および終期）(2)の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定による保険料領収前事故に関する規定は適用されないものとします。
- (4) (2) および (3) の規定にかかわらず、この保険契約に保険料支払いに関する他の特約が付帯されている場合には、その保険料支払いに関する他の特約の規定に従うものとします。
- (5) 保険料を分割して払い込む場合の第2回目以降の保険料については、払込期日に(2)から(4)までのいずれかの手続により払い込まなければなりません。

第4条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券等記載の保険期間の初日（注）の午前0時に始まり、末日の午後4時に終わります。
- （注）前条（2）の保険料（保険料を分割して払い込む場合は第1回分割保険料）が払い込まれた日の翌日以降とします。
- (2) 保険期間が始まった後でも、当会社は前条（2）の保険料（注）が払い込まれる前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。
- （注）保険料を分割して払い込む場合は第1回分割保険料をいいます。

第5条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、当会社の定める日までに保険料（注）の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 保険料を分割して払い込む場合は第1回分割保険料をいいます。

第6条 (保険契約の継続)

- (1) この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日と同一の内容で継続されるものとします。以降毎年同様とします。
- (2) (1)の規定により、この保険契約が継続された場合において継続契約に適用する保険料率(注)は、各継続契約の保険期間の初日における保険料率(注)とします。

(注) 第10条(継続契約に適用される特約)の規定により継続契約に付帯されるその他の特約の保険料率を含みます。

- (3) (1)の規定により、この保険契約が継続され、第7条(継続契約の保険料および払込方法)に規定する継続契約の保険料(注)が払い込まれた場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

(注) 保険料を分割して払い込む場合は継続契約の第1回分割保険料をいいます。

- (4) 継続契約における当会社の保険責任は、第4条(保険責任の始期および終期)(1)の規定にかかわらず、その初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

第7条 (継続契約の保険料および払込方法)

- (1) 継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。
- (2) 保険料を一時に払い込む保険契約の場合の継続契約の保険料は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時までに第3条(保険料の払込方法)(2)から(4)までのいずれかの方法により払い込むものとします。
- (3) 保険料を分割して払い込む保険契約の場合の継続契約の第1回分割保険料は、継続前契約において定められた最後の払込期日の翌月の応当日までに、第2回目以降の保険料はその翌月の応当日から毎月第3条(保険料の払込方法)(2)から(4)までのいずれかの方法により払い込むものとします。

第8条 (継続契約の保険料不払の場合の免責)

- (1) 保険契約者が、前条(2)の継続契約の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が、前条(3)の継続契約の第1回分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第9条 (保険料不払による継続契約の解除)

- (1) 保険契約者が、第7条(継続契約の保険料および払込方法)(2)の継続契約の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。
- (2) 保険契約者が、第7条(継続契約の保険料および払込方法)(3)の継続契約の第1回分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。
- (3) (1)および(2)の解除は、継続契約の保険期間の始期からその効力を生じます。

第10条 (継続契約に適用される特約)

第6条(保険契約の継続)(1)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第11条 (継続契約の告知義務)

- (1) 第6条(保険契約の継続)(1)の規定によりこの保険契約が継続された場合において、告知事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。
- (2) (1)の規定による告知に関する普通保険約款第12条(告知義務)の規定の適用については、同条(1)から(3)までの規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の際」と、同条(3)の規定中、「締結していた」とあるのは「継続していた」とします。ただし、保険証券等記載の被保険者の職業または職務に変更があった場合にその事実を当会社に告げなかったときには、当会社は、普通保険約款第13条(職業または職務の変更に関する通知義務)(3)から(7)までの規定に準じ保険金を削減して支払います。

第12条 (死亡保険金受取人)

この保険契約における死亡保険金受取人は、当会社が特に認めた場合を除き、普通保険約款またはこれに付帯された特約の死亡保険金受取人の指定または変更の規定にかかわらず、被保険者の法定相続人とします。

第13条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条(用語の定義)の告知事項の定義中「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約申込書に記載した事項、引受承諾書に記載された事項または保険証券等に記載された事項」
- ② 第35条(契約内容の登録)の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約締結および継続の際」

第14条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|-------|--|
| 特定感染症 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第1章第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。 |
| 保険金 | 後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金または葬祭費用保険金をいいます。 |

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、被保険者が保険期間中に特定感染症を発病した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。
 (2) (1) の発病の認定は、被保険者以外の医師の診断によります。

第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
 - ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑦ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑧ ⑤から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 （注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 （注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 （注4）使用済燃料を含みます。
 （注5）原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当社は、普通保険約款の規定に従い保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (保険金を支払わない場合—その2)

- (1) 当社は、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

- (2) (1) の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、適用しません。

第5条 (後遺障害保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症を発病し、その直接の結果として、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{普通保険約款別表2に掲げる} \\ \text{保険金額} \times \text{各等級の後遺障害に対する} = \text{後遺障害保険金の額} \\ \text{保険金支払割合}$$

- (2) (1) の規定にかかわらず、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、発病の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1) のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 普通保険約款別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一の特定感染症の発病により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
- ① 普通保険約款別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症を発病したことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

普通保険約款別表2に掲げる
加重後の後遺障害に該当する
等級に対する保険金支払割合

既にあった後遺障害に該
当する等級に対する保険
金支払割合

＝ 適用する割合

- (6) この特約の規定に基づき当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額から普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）および（1）から（5）までの規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をもって限度とします。

第6条（入院保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

入院保険金日額 × 入院した日数（注） = 入院保険金の額

（注）180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病したとしても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第7条（通院保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症を発病し、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

通院保険金日額 × 通院した日数（注） = 通院保険金の額

（注）90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (2) 当社は、(1)の規定にかかわらず、前条または普通保険約款の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (3) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第8条（葬祭費用保険金の支払）

当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に死亡したことにより保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して、300万円を限度としてその費用の負担者に葬祭費用保険金を支払います。

第9条（普通保険約款の支払保険金に関する特別）

- (1) 普通保険約款の規定に基づき当社が支払うべき死亡保険金の額は、保険金額から普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）およびこの特約第5条（後遺障害保険金の支払）の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。

- (2) 普通保険約款の規定に基づき当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額から普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）およびこの特約第5条（後遺障害保険金の支払）の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をもって限度とします。

- (3) 被保険者がこの特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中、さらに入院保険金の支払を受けられる普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合においても、当社は、普通保険約款に規定する入院保険金を支払いません。

- (4) 第6条（入院保険金の支払）の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、当社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

- (5) 被保険者がこの特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中、さらに通院保険金の支払を受けられる普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合においても、当社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

第3章 基本条項

第10条（発病の通知）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その特定感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその特定感染症の発病の状況および経過を当社に

通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときはまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使すことができるものとします。

- ① 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ② 入院保険金については、被保険者が被った第2条(保険金を支払う場合)の特定感染症の治療を目的とした入院が終了した時または発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ③ 通院保険金については、被保険者が発病した第2条の特定感染症の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ④ 葬祭費用保険金については、保険契約者または被保険者の親族が費用を負担した時

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
- ② 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
- ③ 死亡診断書または死体検案書
- ④ 被保険者の戸籍謄本
- ⑤ 被保険者の印鑑証明書
- ⑥ 葬祭費用の支出を証明する書類および被保険者の親族が葬祭費用を支出した場合には被保険者の親族に該当することを証明する書類
- ⑦ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注)
- ⑧ 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
- ⑨ その他当社が普通保険約款第28条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

- (3) (2)の規定により葬祭費用保険金を請求する場合において、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容(注)の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。

(注) 既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。

- (4) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は、当社は、これによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (5) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 普通保険約款第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (6) (5)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

- (7) 当社は、特定感染症の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (8) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(7)の規定に違反した場合は(2)、(3)、(5)もしくは(7)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第8条(葬祭費用保険金の支払)の葬祭費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が同条の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を葬祭費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合
第8条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第13条 (当社の指定する医師が作成する診断書等の要求)

- (1) 当社は、第10条(発病の通知)の規定による通知または第11条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、特定感染症の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべ

き者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

- (2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失は含みません。

第14条(時効)

保険金請求権は、第11条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第15条(代位)

(1) 当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその発病した特定感染症について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に転移しません。

(2) (1)の規定にかかわらず、第8条(葬祭費用保険金の支払)の葬祭費用が生じたことにより保険契約者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して葬祭費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に転移します。ただし、転移するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が費用の全額を葬祭費用保険金として支払った場合

保険契約者または被保険者の親族が取得した債権の全額

- ② ①以外の場合

保険契約者または被保険者の親族が取得した債権の額から、葬祭費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(3) (2)②の場合において、当社に転移せずに保険契約者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当社に転移した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(4) 保険契約者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(2)もしくは(3)の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(5) 保険契約者および保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく(4)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第16条(普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第1条(用語の定義)の規定中「保険金」の定義、第3条(保険金を支払わない場合—その1)、第4条(保険金を支払わない場合—その2)、第5条(死亡保険金の支払)、第6条(後遺障害保険金の支払)、第7条(入院保険金および手術保険金の支払)、第8条(通院保険金の支払)、第9条(死亡の推定)、第13条(職業または職務の変更に関する通知義務)、第22条(保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2)および(5)、第26条(事故の通知)、第27条(保険金の請求)、第29条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)、第30条(時効)ならびに第31条(代位)の規定は適用しません。

第17条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第10条(他の身体の障害または疾病の影響)(1)の規定中「被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った」および「同条の傷害を被った」とあるのは「特定感染症の発病の」、「事故」とあるのは「特定感染症」、「同条の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」、同条(2)の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」
- ② 第11条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ③ 第12条(告知義務)(3)③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「特定感染症の発病の前に」、同条(4)の規定中「傷害の発生した」とあるのは「特定感染症の発病」、同条(5)の規定中「発生した傷害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ④ 第19条(重大事由による解除)(1)①の規定中「傷害を生じさせ、または生じさせようとした」とあるのは「特定感染症を発病させ、または発病させようとした」、同条(2)②の規定中「被保険者に生じた傷害」とあるのは「被保険者が発病した特定感染症」、同条(3)の規定中「傷害(注1)の発生」とあるのは「特定感染症(注1)が発病」、「発生した傷害」とあるのは「発病した特定感染症」、「被保険者に生じた傷害」とあるのは「被保険者が発病した特定感染症」
- ⑤ 第22条(保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(7)の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ⑥ 第28条(保険金の支払時期)の規定中「前条(2)および(3)の規定による手続」とあるのは「この特約第11条(保険金の請求)(2)、(3)および(5)の規定による手続」、同条(1)①の規定中「事故」、「事故発生」および「傷害発生」とあるのは「特定感染症発病」、同条(1)③の規定中「傷害の程度、事故と傷害との関係」とあるのは「特定感染症の程度」

第17条の2(重大事由解除に関する特則)

当社は、葬祭費用保険金を支払う場合には、普通保険約款第19条(2)および(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

〔(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。〕

- ① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 葬祭費用保険金を受け取るべき者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

(注) ①の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限り、②の事由がある場合には、その葬祭費用保険金を受け取るべき者に係る部分に限り、適用します。

(3) (1)または(2)の規定による解除が特定感染症が発病した後になされた場合であっても、第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から

⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生したこの特約第8条(葬祭費用保険金の支払)の葬祭費用に対しては、当社は、葬祭費用保険金を支払いません。この場合において、既に葬祭費用保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (4) 保険契約者等(注)が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者等(注)が負担したこの特約第8条(葬祭費用保険金の支払)の葬祭費用については適用しません。

(注) 保険契約者、被保険者または葬祭費用保険金を受け取るべき者をいいます。」

第18条(後遺障害保険金の追加支払に関する特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約の後遺障害保険金の追加支払に関する特約が付帯された場合には、同特約の規定中「普通保険約款第6条(後遺障害保険金の支払)」とあるのは「この特約第5条(後遺障害保険金の支払)」、「普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の特定感染症を発病した」と読み替えて適用します。

第19条(後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約(後遺障害保険金支払区分表型)が付帯されている場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約の後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約(後遺障害保険金支払区分表型)が付帯された場合には、第5条(後遺障害保険金の支払)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

[第5条(後遺障害保険金の支払)]

- (1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{後遺障害保険金の支払条件変更に関する} \\ \text{保険金額} \times \text{る特約(後遺障害保険金支払区分表型)} = \text{後遺障害保険金の額} \\ \text{別表1に掲げる割合}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、発病の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約(後遺障害保険金支払区分表型)別表1に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、同特約別表1に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、同特約別表1の1.(3)、(4)、2.(3)、4.(4)および5.(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。
- (4) 同一の特定感染症の発病により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し(1)から(3)までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約(後遺障害保険金支払区分表型)別表1の7.から9.までに掲げる上肢(注1)または下肢(注2)の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は保険金額の60%をもって限度とします。
- (注1) 腕および手をいいます。
(注2) 脚および足をいいます。
- (5) 既に身体に障害のあった被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の特定感染症を発病し、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約(後遺障害保険金支払区分表型)別表2のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する同特約別表1に掲げる割合を適用して、後遺障害保険金を支払います。ただし、既存障害(注)がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は、次の割合により後遺障害保険金を支払います。

$$\text{加重された後の後遺障害} - \text{既存障害(注)} = \text{適用する割合} \\ \text{の状態に対応する割合} \quad \text{に対応する割合}$$

(注) 既にあった身体の障害をいいます。

- (6) この特約の規定に基づき当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額から普通保険約款第6条(後遺障害保険金の支払)および(1)から(5)までの規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をもって限度とします。」

第20条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

22. 公共交通乗用具搭乗時等における増額支払特約

22

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|-----------|---|
| 運行中 | 公共交通乗用具および交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。 |
| 競技等 | 競技、競争、興行(注1)、訓練(注2)または試運転(注3)をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 自動車等の運転資格を取得するための訓練を除きます。 (注3) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。 |
| 公共交通乗用具 | 第3条(交通乗用具の範囲)に定める交通乗用具のうち、航空法(昭和27年法律第231号)、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)、海上運送法(昭和24年法律第187号)または道路運送法(昭和26年法律第183号)(注1)に基づき、それぞれの事業(注2)を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス等をいいます。 (注1) 日本国外においてはその地域における同種の法令をいいます。 (注2) 道路運送法においては、同法第三条(種類)第一号イおよびロに定める事業をいいます。 |
| 工作用自動車 | 建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。 |
| 交通乗用具 | 第3条(交通乗用具の範囲)に規定する乗用具をいいます。 |
| 特約後遺障害保険金 | 第2条(保険金を支払う場合)(1)①による場合は第1号後遺障害保険金、②の規定による場合は第2号後遺障害保険金をいいます。 |
| 特約死亡保険金 | 第2条(保険金を支払う場合)(1)①による場合は第1号死亡保険金、②の規定による場合は第2号死亡保険金をいいます。 |
| 保険金 | 特約後遺障害保険金および特約死亡保険金をいいます。 |

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、被保険者が次のいずれかにより普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、普通保険約款第5条(死亡保険金の支払)または第6条(後遺障害保険金の支払)の保険金を支払う場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い特約死亡保険金または特約後遺障害保険金を支払います。

- ① 被保険者が公共交通乗用具に乗客として搭乗している間(注1)において生じた急激かつ偶然な外来の事故
 - ② 次のいずれかの事故
 - ア. 被保険者が運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(注2)に搭乗している間(注1)、または、乗客(注3)として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内(注4)にいる間において生じた急激かつ偶然な外来の事故
 - イ. 被保険者が運行中の交通乗用具に搭乗していない間において、運行中の交通乗用具(注5)と衝突・接触等をしたことにより生じた交通事故、または運行中の交通乗用具(注5)の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故
- (注1) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している間を除きます。
 (注2) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
 (注3) 入場者を含みます。
 (注4) 改札口の内側をいいます。
 (注5) これに積載されているものを含みます。

(2) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 交通乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 交通乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により次条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により同条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間
- ② 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間
- ③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(注)以外の航空機を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間

④ 被保険者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間

- ア. グライダー
- イ. 飛行船
- ウ. 超軽量動力機
- エ. ジャイロプレーン

(注) 定期便であると不定期便であることを問いません。

(3) 当社は、被保険者が職務として次に掲げる作業のいずれかに従事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 交通乗用具への荷物等(注)の積み込み作業、交通乗用具からの荷物等(注)の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等(注)の整理作業
- ② 交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業

(注) 荷物、貨物等をいいます。

第3条 (交通乗用具の範囲)

この特約において、交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

| 分類 | 交通乗用具 |
|----------------|--|
| 軌道上を走行する陸上の乗用具 | <p>自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト</p> <p>(注) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。</p> |
| 軌道を有しない陸上の乗用具 | <p>自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車(原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。)</p> <p>(注) 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)等は除きます。</p> |
| 空の乗用具 | <p>航空機(飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)、ジャイロプレーン)</p> <p>(注) ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。</p> |
| 水上の乗用具 | <p>船舶(ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます。))およびボートを含みます。)</p> <p>(注) 幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。</p> |
| その他の乗用具 | <p>エレベーター、エスカレーター、動く歩道</p> <p>(注) 立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除きます。</p> |

第4条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第1条(用語の定義)の規定中「競技等」および「保険金」の定義、第13条(職業または職務の変更に関する通知義務)ならびに第22条(保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2)および(5)の規定は適用しません。

第5条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条(死亡保険金の支払)および第27条(保険金の請求)(1)①の規定中「死亡保険金」とあるのは「特約死亡保険金」
- ② 第5条(死亡保険金の支払)、第6条(後遺障害保険金の支払)および第27条(保険金の請求)(1)②の規定中「後遺障害保険金」とあるのは「特約後遺障害保険金」
- ③ 第27条(保険金の請求)(2)別表5の保険金種類の規定中、「死亡」とあるのは「特約死亡」、「後遺障害」とあるのは「特約後遺障害」

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

23. 支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の定義は下表によります。

| 用語 | 定義 |
|--------|---|
| A T M等 | 現金自動預払機・現金自動支払機など、支払用カードを使用して現金を引き出しすることができる機器をいいます。 |
| 金融取引 | 預貯金口座・ローン口座の開設、支払用カードの作成、金銭消費貸借契約・割賦販売契約の締結等の各種金融取引をいいます。 |

| 用語 | 定義 |
|-------------|--|
| 顧問料 | 弁護士報酬のうち、弁護士が契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいいます。 |
| 個人情報 | 被保険者に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの(注)をいいます。 (注) 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。 |
| 個人情報の不正使用 | 個人情報を取得した者が、取得した個人情報を被保険者の財産権を侵害する目的で偽りその他不正の手段により使用することをいいます。 |
| 実費等 | 弁護士が、依頼者に対して弁護士報酬とは別に求める、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保管料、その他委任事務処理に要する実費等および出張交通費をいいます。ただし、保証金、供託金およびこれらに類する費用を除きます。 |
| 支払責任額 | それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。 |
| 支払用カード | キャッシュカード、クレジットカード、ローンカードなど、そのカードを使用して、物品・権利の購入、役務の提供、金銭の借入れもしくは預貯金口座(注)からの現金の引き出しを行うことができるカードまたは預貯金証書をいい、プリペイドカード、電子マネーおよびそれらに類似の前払式証票を除きます。 (注) 証券総合口座など預貯金口座類似のものを含みます。 |
| 支払用カードの不正使用 | 支払用カードを不正に取得、偽造または変造した者が、被保険者の財産権を侵害する目的で偽りその他不正の手段によりその支払用カードを使用すること、または個人情報の不正使用により、被保険者の名で金融取引が行われることをいいます。ただし、支払用カードがプリペイドカード、電子マネーまたはそれらに類似の前払式証票の機能を兼ねている場合は、それらの機能に関する取引を除きます。 |
| 書面による鑑定料 | 弁護士報酬のうち、弁護士が依頼者に対して行う書面による法律上の判断または意見の表明の対価をいいます。 |
| 着手金 | 弁護士報酬のうち、事件または法律事務の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果がいかなるときでも受任時に弁護士が受けるべき委任事務処理の対価をいいます。 |
| 手数料 | 弁護士報酬のうち、原則として1回程度の手続または委任事務処理で終了する事件または法律事務についての委任事務処理の対価をいいます。 |
| 盗難 | 強盗、窃盗またはこれらの未遂をいい、置き忘れおよび紛失に起因する事故を除きます。 |
| 途中ねらい盗難 | 被保険者がATM等または金融機関店頭を通じ、支払用カードまたは預貯金証書を使用して現金の引き出しを完了した時から起算して1時間以内に発生した、引き出した現金(注)の盗難をいいます。ただし、警察への被害の通報または届出が、盗難が発生した時から通常要すると認められる時間内になされた場合に限ります。 (注) 業務用のものを除きます。 |
| 日当 | 弁護士報酬のうち、弁護士が委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件または法律事務のために拘束されること(注)の対価をいいます。 (注) 委任事務処理自体による拘束を除きます。 |
| 弁護士 | 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づき日本弁護士連合会に登録された弁護士をいい、外国法事務弁護士を除きます。 |
| 弁護士報酬 | 書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料および日当をいい、法律相談料および顧問料を含みません。 |
| 報酬金 | 弁護士報酬のうち、事件または法律事務の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて弁護士が受けるべき委任事務処理の対価をいいます。 |
| 法律相談 | 弁護士法(昭和24年法律第205号)第3条(弁護士の職務)に規定する「その他一般の法律事務」のうち、弁護士が依頼者に対して行う法律相談(注)をいい、非訟事件および審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為、書面による鑑定、法律関係の調査、書類作成、法律事務の執行等を除きます。 (注) 口頭による鑑定、電話による相談を含みます。 |

| 用語 | 定義 |
|-------|---|
| 法律相談料 | 弁護士報酬のうち、法律相談の対価をいいます。なお、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料、日当および実費等は含みません。 |
| 保険期間 | 保険証券記載の保険期間をいいます。 |
| 保険金 | 弁護士費用等保険金、支払用カード不正使用等保険金または途中ねらい被害保険金をいいます。 |
| 保険年度 | 初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以降同様とします。 |
| 本人 | 保険証券記載の被保険者をいいます。 |
| 免責金額 | お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額(注)をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。 (注) 表2の「保険金の計算」に記載した金額とします。 |
| 預貯金証書 | 預金証書または貯金証書をいい、通帳を含みます。 |

第2条 (保険金を支払う場合および保険金の支払額)

当社は、この特約およびこの特約が付帯された普通保険約款の規定に従い、表1の「保険金を支払う場合」に記載の損害に対して保険金を支払います。この場合において、当社が被保険者または被保険者の法定相続人に対して支払う保険金の支払額は、被保険者1名あたり表2の「支払限度額」を限度として、同表の「保険金の計算」に従い算出した額とします。

表1

| 保険金の種類 | | 保険金を支払う場合 | |
|--------|----------------|--|--|
| (1) | ① 法律相談費用保険金 | 個人情報の不正使用または支払用カードの不正使用が発生した場合に、被保険者が弁護士に対して法律相談料を負担したことによる損害 | 1. 被保険者があらかじめ当社の同意を得て(注)、次のいずれかの行為を行うことによって生じた有益かつ妥当な費用に限り、 (ア) 個人情報の不正使用または支払用カードの不正使用に関連する法律問題について弁護士に法律相談を行うこと (イ) 正当な権利に基づき、個人情報の不正使用または支払用カードの不正使用についての損害賠償請求を行使するために必要な法律行為を弁護士に委任すること (ウ) 個人情報の不正使用または支払用カードの不正使用に関連して第三者から損害賠償請求を受けた場合に、その損害賠償の解決に必要な法律行為を弁護士に委任すること (注) あらかじめ当社の同意を得ることができないことにつき正当な理由がある場合を除きます。 2. 1. の行為には、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事項を目的とする行為は含みません。 (ア) 保険者に対する損害賠償請求 (イ) 日本国外の法令に基づいて被害の回復をはかることもしくは日本国外において被害の回復をはかることまたはこれに関連する法律相談 (ウ) 1. (イ) に規定する行為のうち、社会通念上不当な損害賠償請求 |
| | ② 弁護士費用等保険金 | 個人情報の不正使用または支払用カードの不正使用が発生した場合に、被保険者が和解、仲裁(注)、調停、訴訟、民事執行の申立て、民事保全命令の申立てまたは民事訴訟法(平成8年法律第109号)に定める支払命令の申立てのために次の費用を負担したことによる損害 ア. 弁護士報酬 イ. 公的機関に納付する費用 ウ. 上記以外で弁護士に支払う実費等 (注) 公的機関の設置する裁判外紛争処理機関における紛争解決手続を含みます。 | |
| (2) | 支払用カード不正使用等保険金 | 支払用カードの不正使用の結果として、被保険者に金銭的損害が生じた場合(注)の、その損害 (注) 支払用カードの会員規約等の定めにより、被保険者に損害の負担義務がない場合を除きます。 | |
| (3) | 途中ねらい被害保険金 | 途中ねらい盗難によって被保険者に損害が生じた場合の、その損害 | |

表2

| 保険金の種類 | | 保険金の支払額 | |
|------------------------|--|----------------------------------|-------------------------|
| | | 保険金の計算 | 支払限度額 |
| (1) 弁護士費用等 保険金 | ① 法律相談費用保険金 | 被保険者が負担した法律相談料と同額 | 1回の相談につき1万円、1回の事故につき5万円 |
| | ② 弁護士報酬等保険金 | 被保険者が負担した費用の額 - 弁護士報酬等免責金額 (3万円) | 1回の事故につき300万円 |
| (2) 支払用カード不正使用等 保険金 | 損害の額 (注) - 支払用カード不正使用等免責金額 (3万円) (注) 支払用カードの発行者もしくは金融取引の相手方が提供する補償制度等 (保険契約を含みます。) により補償を受けることができる場合は、それらの額を除いた額。 | 1回の事故につき100万円 | |
| (3) 途中ねらい被害 保険金 | 損害の額 (注) - 途中ねらい被害免責金額 (3万円) (注) 携行品損害補償特約またはこれに類似の損害を補償する他の保険契約等の規定により保険金が支払われる場合は、それらの額を除いた額。 | 1回の事故につき200万円 | |

第3条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、表3および表4に該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

表3

| 保険金の種類 | 保険金を支払わない場合 |
|------------------------|---|
| (1) 弁護士費用等 保険金 | 次のいずれかに該当する事由に起因する損害 ア. 被保険者が被った身体的な傷病、障害、精神的ショック、精神的苦痛または精神障害 |
| (2) 支払用カード不正使用等 保険金 | イ. 被保険者が支払用カードの会員規約等に定められた義務を怠った場合の、その支払用カードの不正使用 ウ. 支払用カードの受領代理人による、その支払用カードの不正使用 |

表4

| 保険金の種類 | 保険金を支払わない場合 |
|------------------------|---|
| (1) 弁護士費用等 保険金 | ① 次のいずれかに該当する事由によって生じた事故に起因する損害 ア. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の親族もしくは法定代理人 (注1) の故意もしくは重大な過失、またはこれらの者が行った犯罪行為もしくは不誠実行為 イ. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の親族もしくは法定代理人 (注1) があらかじめ知っていた、または第三者と共謀して行った犯罪行為または不誠実行為 ウ. 被保険者の同居人、留守居人もしくは家事使用人または被保険者の居住する住宅への出入りが常時可能な者が行った犯罪行為または不誠実行為 エ. 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の親族もしくは法定代理人 (注2) の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。 オ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (注3) カ. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による著しい秩序の混乱 キ. 核燃料物質 (注4) もしくは核燃料物質 (注4) によって汚染された物 (注5) の放射性、爆発性その他の有害な特性 ク. オおよびキの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱 ケ. キ以外の放射線照射または放射能汚染 |
| (2) 支払用カード不正使用等 保険金 | |
| (3) 途中ねらい被害 保険金 | (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 (注2) その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 (注3) 群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。 (注4) 使用済燃料を含みます。 (注5) 原子核分裂生成物を含みます。 ② 次のいずれかに該当する事由に起因する損害 ア. 被保険者相互間で発生した事故 イ. 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の影響を受けているおそれがある状態で発生した事故 ウ. 被保険者に対する刑の執行 エ. 差押さえ、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 オ. 被保険者の職務遂行のために現金を引き出したことに起因する事故 |

第4条（被保険者の範囲）

- (1) この特約における被保険者は、次の者をいいます。
- ① 本人
 - ② 本人の配偶者
 - ③ 本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
- (2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、事故発生時におけるものをいいます。

第5条（保険期間中の支払限度額）

当会社が第2条（保険金を支払う場合および保険金の支払額）の規定に従い支払う保険金の合計額は、次に掲げる額を限度とします。

- ① この特約が付帯された保険契約の保険期間が1年を超える場合は、各保険年度毎に500万円、保険期間を通じて1千万円
- ② ①以外の場合は、保険期間を通じて500万円

第6条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) 保険期間は、その初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。
（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻をいいます。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、保険期間中に事故が発生した場合に限り保険金を支払います。ただし、第2条（保険金を支払う場合および保険金の支払額）(1)の弁護士費用等保険金に関しては、次の場合に限りです。
- ① 保険期間が1年以内の契約においては、保険期間中に事故が発生し、かつ、被保険者またはその法定相続人が、保険期間終了後翌日から起算して1年以内に第2条（1）1.に規定するいずれかの行為を開始した場合
 - ② 保険期間が1年を超える契約においては、保険期間中に事故が発生し、かつ、被保険者またはその法定相続人が、その事故が発生した日の属する保険年度終了後翌日から起算して1年以内に第2条（1）1.に規定するいずれかの行為を開始した場合
- (5) 事故が発生した時を特定することが困難な場合は、当会社は、事故が発生したと合理的に推定される時または損害が最初に発見された時のいずれか早い時に発生したものとみなします。
- (6) 同一の原因により発生した一連の事故は、発生の時（注）、場所または損害賠償請求の相手方の数等に関わらず1回の事故とみなし、最初の事故が保険期間中に発生した場合に限り、この保険契約によって保険金を支払います。
（注）この保険契約の保険期間中であると否とを問いません。
- (7) 1回の事故により発生した一連の損害は、発生の時（注）、場所または損害賠償請求の相手方の数等に関わらず1回の損害とみなします。
（注）この保険契約の保険期間中であると否とを問いません。

第7条（事故が発生した場合の通知および義務）

- (1) 表5の「通知事由」に該当する場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、同表の「通知期限」に記載の期限までに、書面、ファクシミリまたはその他の通信手段により、同表の「通知先」に記載の通知先に対し、「通知内容」に記載の内容を通知しなければなりません。この場合において、当社が説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

表5

| 通知事由 | 通知期限 | 通知先 | 通知内容 |
|----------------------------|------------------------------|-----|---|
| ① 保険金の請求を行う可能性のある事故が発生した場合 | 事故が発生したことを知った日からその日を含めて30日以内 | 当会社 | 次に定める事項のうち当会社の求める事項の詳細 (ア) 事故発生の状況および損害の程度 (イ) 損害賠償請求の相手方に関する情報およびそれまでの交渉状況 (ウ) 支払用カードに関する情報および支払用カードの発行者との交渉状況。ただし、第2条（保険金を支払う場合および保険金の支払額）(3)に掲げる場合を除きます。 (エ) 不正に行われた金融取引に関する情報および金融取引の相手方との交渉状況。ただし、第2条（3）に掲げる場合を除きます。 (オ) 法律相談を行う弁護士または法律行為を委任する弁護士。ただし、第2条（1）に掲げる場合に限りです。 |

| 通知事由 | 通知期限 | 通知先 | 通知内容 |
|--|---|--|---|
| ② 通知内容に記載の事項を行おうとする場合 | 事前 | 当会社 | 次のいずれかに該当する事項 (ア) 法律相談を行う弁護士の変更 (イ) 委任契約の解除または変更 (ウ) 新たな弁護士への委任 (注) (注) 新たな委任契約の締結を含みます。 |
| ③ 通知内容に記載の事実が発生したことを知った場合 (④に該当する場合を除きます。) | 速やかに | (ア) 警察署 (イ) 個人情報情報機関。ただし、個人情報の不正使用または支払用カードの不正使用が発生した場合に限ります。 (ウ) 被保険者が所有する支払用カードの発行者および金融取引の相手方 (エ) その他当会社が個別に求めた届出先 | 次のいずれかに該当する事実 (ア) 事故が発生したこと。 (イ) 支払用カードまたは個人情報が記載・記録された物の盗難または紛失が発生したこと。 (ウ) 個人情報を第三者が不正に取得したこと。 |
| ④ 通知内容に記載の事実が発生したことを知った場合 | それらの事実を知った時 (注) から48時間以内 (注) 支払用カードの発行者または金融取引の相手方に対して営業時間外であること等の理由により連絡ができない状態のときは、次の営業時間が開始した時とします。 | 被保険者が所有する支払用カードの発行者および金融取引の相手方 | 次のいずれかに該当する事実 (ア) 個人情報の不正使用もしくは支払用カードの不正使用が発生したこと。 (イ) 支払用カード (注) を盗難もしくは紛失し、または偽造もしくは変造されたこと。 (注) この場合における支払用カードには、それらの事実を知った時に不正使用されていないものを含みます。 |

- (2) 当会社は、(1) の通知事項の一部の省略を認めることができます。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、速やかに次に掲げる事項を行わなければなりません。
- ① 損害または費用を防止または軽減するために必要な措置を講ずること。
 - ② 他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること。
 - ③ 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、ただちに書面をもって当会社に通知すること。
 - ④ 支払用カードの発行者もしくは金融取引の相手方が提供する補償制度等 (注) により補償を受けることができる場合は、補償を受けるために必要な手続きをとること。
(注) 保険契約を含みます。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なくこれを提出するとともに、その他当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がないのに(1) から(4) までの規定に違反した場合、またはその通知または証明において知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条 (保険金を支払う場合および保険金の支払額) の損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 損害を証明する書類
 - ② 盗難による損害の場合は、公の機関 (注) の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ③ その他当会社が第9条 (保険金の支払時期) (1) に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定められたもの
(注) やむを得ない場合には、第三者とします。
- (3) (2) の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、

他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容（注）の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。

（注）既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。

- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合は、当社は、これによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の請求を第三者に委任する場合には、（2）の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。
- (6) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- （注）普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (7) （6）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (8) 当社は、損害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）および（5）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (9) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（8）の規定に違反した場合は（2）、（3）、（5）、（6）もしくは（8）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、損害発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）、（5）および（6）の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) （1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① （1）①から⑤までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
- ② （1）①から⑤までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ （1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- （注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）、（5）および（6）の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- （注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) （1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。
- （注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) （1）または（2）の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合および保険金の支払額）（1）から（3）までの損害または費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が損害の合計額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合
損害の合計額（注）から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
（注）それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条（時効）

保険金請求権は、第8条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第12条（代位）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合および保険金の支払額）の損害が生じたことにより被保険者または法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が損害の全額を保険金として支払った場合
被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き継ぎする債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)もしくは(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。
- (4) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第1条（用語の定義）の規定中「保険金」の定義、第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第4条（保険金を支払わない場合—その2）、第11条（保険責任の始期および終期）、第20条（被保険者による保険契約の解除請求）、第26条（事故の通知）、第27条（保険金の請求）、第28条（保険金の支払時期）、第30条（時効）および第31条（代位）の規定は適用しません。

第14条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第12条（告知義務）(3) ③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合および保険金の支払額）の損害が発生する前に」
- ② 第12条（告知義務）(4) および (5) の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ③ 第19条（重大事由による解除）の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ④ 第22条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(7) の規定中「傷害」とあるのは「損害」

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

24. 支払限度額・免責金額変更特約 （支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約用）

第1条（保険金支払に関する特則）

- (1) 支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約第2条（保険金を支払う場合および保険金の支払額）の規定にかかわらず、当社が被保険者または被保険者の法定相続人に支払う保険金の支払額は、被保険者1名あたり下表の「支払限度額」を限度として、同表の「保険金の計算」に従い算出した額とします。

| 保険金の種類 | | 保険金の支払額 | |
|--------|----------------|-------------|-------------|
| | | 保険金の計算 | 支払限度額 |
| (1) | 弁護士費用等保険金 | ① 法律相談費用保険金 | 保険証券に記載のとおり |
| | | ② 弁護士報酬等保険金 | 保険証券に記載のとおり |
| (2) | 支払用カード不正使用等保険金 | 保険証券に記載のとおり | 保険証券に記載のとおり |
| (3) | 途中ねらい被害保険金 | 保険証券に記載のとおり | 保険証券に記載のとおり |

- (2) 支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約第5条（保険期間中の支払限度額）の規定にかかわらず、当社が支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約および(1)の規定に従い支払う保険金の合計額は、次に掲げる額を限度とします。

保険証券に記載のとおり

25. 弁護士費用等保険金補償対象外特約 (支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約用)

25

第1条 (保険金支払に関する特則)

当会社は、この特約により、支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約第2条(保険金を支払う場合および保険金の支払額)(1)の規定にかかわらず、弁護士費用等保険金を支払いません。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

26. 支払用カード不正使用等保険金補償対象外特約 (支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約用)

26

第1条 (保険金支払に関する特則)

当会社は、この特約により、支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約第2条(保険金を支払う場合および保険金の支払額)(2)の規定にかかわらず、支払用カード不正使用等保険金を支払いません。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

27. 途中ねらい被害保険金補償対象外特約 (支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約用)

27

第1条 (保険金支払に関する特則)

当会社は、この特約により、支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約第2条(保険金を支払う場合および保険金の支払額)(3)の規定にかかわらず、途中ねらい被害保険金を支払いません。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

28. 継続時の補償範囲に関する特約 (支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約用)

28

第1条 (適用契約の範囲)

この特約は、次のすべてを満たす場合に適用します。

- ① この保険契約に支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約が付帯されている場合
- ② この保険契約に自動継続特約(分割払契約用)、通信販売に関する特約、保険契約の自動継続に関する特約(A)(積立型基本特約(無配当型)付帯契約用)もしくは保険契約の自動継続に関する特約(B)(積立型基本特約(無配当型)付帯契約用)が付帯され、保険契約の継続の規定が適用される場合
- ③ 当会社と保険契約者との間であらかじめ継続時の補償範囲に関する合意がある場合

第2条 (補償範囲の変更)

- (1) 支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約が補償する範囲の一部または全部について、法令等の新設または改正により、被保険者に損害負担義務がなくなった場合または被保険者が公的な補償を受けられるようになった場合には、継続後の保険契約について、補償範囲および保険料を削除または削減することがあります。
- (2) (1)の規定により補償範囲および保険料が削除または削減された場合でも、この保険契約と継続後の保険契約は同一の内容で継続されたものと見なし、前条②の保険契約の継続の規定を適用します。

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

29. 保険料クレジットカード払特約

29

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|----------|--------------------------|
| カード会社 | クレジットカード発行会社をいいます。 |
| 会員規約等 | カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。 |
| クレジットカード | 当会社の指定するクレジットカードをいいます。 |

第2条 (クレジットカードによる保険料支払の承認)

- (1) 当会社は、この特約に従い、クレジットカードによって、保険契約者が、この保

保険料の保険料（注）を支払うことを承認します。

（注） 契約内容の変更に伴う追加保険料を含みます。

- (2) (1) について保険契約者とは、会員規約等に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者に限ります。

第3条（保険料領収前に生じた事故等の取扱い）

- (1) 保険契約者から、この保険契約の申込時または変更承認請求時に保険料（注1）のクレジットカードによる支払の申出があった場合は、当社はカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行った上で、当社がクレジットカードによる保険料（注1）の支払を承認した時（注2）以降、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故等の取扱いに関する規定を適用しません。

（注1） 契約内容の変更に伴う追加保険料を含みます。

（注2） 保険証券記載の保険期間の開始前に承認した場合は保険期間の開始した時とします。

- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

- ① 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、(1)の規定を適用します。

- ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

第4条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

- (1) 前条(2)①の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料（注）を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

（注） 契約内容の変更に伴う追加保険料を含みます。

- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、

- (1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(1)の規定を適用します。

- (3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合は、当社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

第5条（保険料の返還の特則）

- (1) 普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社が、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。

- (2) (1)の規定は、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、適用しません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

30. 共同保険に関する特約

30

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|--------|-------------------|
| 引受保険会社 | 保険証券記載の保険会社をいいます。 |
| 保険の目的物 | 補償の対象となる物をいいます。 |

第2条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の目的物その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生もしくは損害発生等の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

MEMO

MEMO

MEMO